

復興期の外貨予算制度

佐 竹 修 吉

はじめに

1. 外貨予算制度の仕組
 - 1.1 「復興期」の国際的不均衡
 - 1.2 「ポンド過剰・ドル不足」
 - 1.3 外貨予算制度の枠組
 - 1.4 外貨予算の運用
2. 外貨予算制度の先行研究
 - 2.1 産業政策としての外貨予算
 - 2.2 対外収支均衡政策としての外貨予算
3. 通産省・大蔵省と外貨予算
 - 3.1 通産省の「通商産業政策史」
 - 3.2 大蔵省の「昭和財政史」
 - 3.3 「産業積極主義」と「金融保守主義」
4. 外貨予算と輸出入
 - 4.1 外貨予算と輸入
 - 4.2 外貨割当と輸出
5. 外貨予算の策定過程
 - 5.1 1956年度下期外貨予算
 - 5.2 1957年度上期外貨予算
 - 5.3 1957年度下期外貨予算

おわりに

はじめに

本稿では、日本経済の復興と成長において外国為替予算制度（外貨予算と略称される）が果

たした役割と、その政策決定過程について論じる。

日本経済が復興するにあたっては、いかに対外的な収支の均衡を図りながら成長率を高めるかが重要な問題であった。外貨準備が少ないなかで経済成長を続けると、景気の拡大に伴う輸入超過によって外貨危機に陥りかねない。そこで、引締め政策をとり、景気を後退させて輸入を抑えなくてはならなくなる。景気拡大が対外収支の不均衡を生じない範囲に限られるという「国際収支の天井」は、固定為替相場をとり、資本移動を限定していた当時において、厳格なルールとして捉えられていた。香西（1989）は、「高度成長期の経済成長はつづめていけば『国際収支制約のもとで成長率を極大化せよ』とでも定式化できよう」と表現している¹⁾。収支均衡のこうした側面については、マクロ経済政策（財政政策）を主に所管する大蔵省（現・財務省）が強い影響力を発揮した。

また、対外収支の均衡を図りながら経済成長を図るためには、希少な外貨をいかにして経済成長に有効な用途に割り当てるかという問題も存在した。無制限な輸入は対外不均衡を拡大させるだけでなく、せっかくの輸入が国内産業の成長につながらなければ、輸出競争力もつかず、対外的な不均衡の基調からいつまでも脱出できなくなる。どの産業分野の輸入にどの程度の外貨を割り当てるかを決定するのは、産業の成長を促進させたり産業内での競争のあり方を規定したりするという意味で、通商産業省（通産省と略される、現・経済産業省）が所管する産業政策の有力な手段ともなる。

こうした経済成長と対外収支均衡の問題に対する政策手段として外貨予算がある。外貨予算は、1949年「外国為替および外国貿易管理法」（以下、「管理法」と略記する²⁾）第3章第16～21条に規定され、1950年1月から1964年3月までの約14年の間、政省令の改定によって様々な変更を経ながら維持された制度である。管理法は対外取引を政府の管理下におくものであり、輸入については、政府が一定期間の外貨使用可能額を見積もって、これを予算化して民間取引をその枠内で許可していた。この外貨の用途を配分した予算が外貨予算である。また管理法は、貿易については通産省、貿易外取引や為替については大蔵省が所管するという原則で分轄されていた。外貨予算の運営をめぐることも、両省は対外均衡と経済成長の両立についての認識を共有しながらも、それぞれの立場と政策手段の違いから、対立と妥協を繰り返してきたのである。

対外均衡をめぐることはマクロ経済政策として、外貨の割当については産業政策として、それぞれ論じられてきた。また、行政過程についても、これを所管する大蔵省、通産省が個々に論じられることはあった。本稿では対外取引の均衡と分配における「ジレンマ」とその克服について、外貨予算をめぐる両省の関係から論じる。期間は占領期が終わり外貨予算の権限が移行された1951年から、貿易自由化に舵を切り始める直前の1957年までを中心とする。それは国際的にも、ブレトンウッズ体制が形成されつつも主要国通貨の交換性が回復していない、「復興」

の時期である。以下、1章では外貨予算制度を概観し、2章で外貨予算に関する先行研究を検討する。3章では外貨予算と大蔵省・通産省との関係を説明し、第4章では外貨予算が成長と均衡の問題に果たした役割を論じ、5章で外貨予算の策定過程について分析する。そして、対外経済取引を管理するに際しては、「ボンド過剰・ドル不足」が重要な問題であり、貿易拡大を通じて成長を図るのにも通貨別均衡が求められ、外貨予算も産業政策の側面が有力であったことが示される。

1. 外貨予算制度の仕組

外貨予算制度とその運用を議論するにあたり、当時の国際経済について概観しておく。ここでは、不均衡が世界的なものであり、IMF・GATT体制の「自由・無差別・多角的」な貿易および決済のシステムを構築するという理想にもかかわらず、多角的決済制度は実現されず、協定による対外差別的な貿易・決済が健在であったことを確認する。また、日本の「ボンド過剰・ドル不足」と、1953年と1957年の輸入超過を確認したうえで、「経済の自立」のためには輸入の制限のみならず、ドル地域に対する輸出が必要とされたことを示す。外貨予算については、その仕組と決定過程、運用手段などを論じ、後の議論の準備とする。

1.1 「復興期」の国際的不均衡

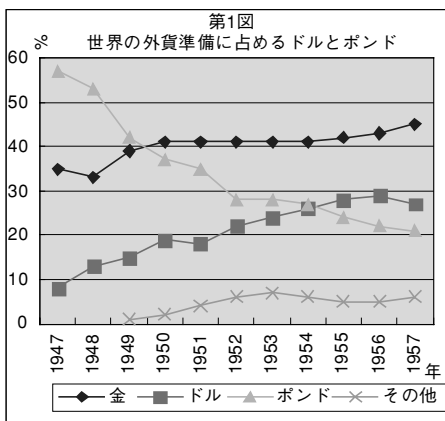
外貨予算を規定する管理法が公布された1949年当時は、日本のみならず資本主義諸国の間で構造的な経済的不均衡が存在していた。西欧諸国は、戦勝国と敗戦国とにかかわらず、総力戦による疲弊がはなはだしく、生産手段は破壊され、外貨も払底し、しかも食糧や原燃料が圧倒的に不足するなかで復興の道を探っていた³⁾。一方米国は、大戦中にも「連合国の兵器廠」の役割を果たし、生産力を飛躍的に発展させ、大戦を通じて輸出超過額を累積していった。こうして戦後初期には、米国が世界の金準備のおよそ四分之三を保有するのに対し、資材や食糧を米国から輸入せざるを得ない西側諸国は、貿易が必要であるにもかかわらず支払手段が不足するという状況になっていた。

そこで米国政府は、戦後世界経済の再建に資する政治的決定を行った。まず、東西冷戦が進行するなかで、西側諸国に種々の対外援助を実施した。米国政府による贈与や借款は、「一九四六年から一九五〇年第一四半期末にいたる間、事後的にアメリカの経常的国際収支面にあらわれた出超過額三三〇億ドルの約七〇%をおぎな」った⁴⁾。また、安定した為替のもとで貿易を拡大させるべく、国際通貨体制の整備が戦中から準備されていた。そして創設されたIMFでは、金との兌換を保証した米ドルと各国通貨の為替相場を固定し、安定した為替体系をもつ多角的決済制度を目標とした⁵⁾。こうした米国の世界的な貿易自由化・為替安定化に向けた政策は戦

後の国際経済の重要な要件となった。しかし、諸国通貨を交換するような多角的決済制度は、すぐには機能しなかった。IMF14条により、戦後の過渡期には経常取引に対する規制が許容されていたのである。各国通貨の交換性はなく、西欧諸国では、域内の貿易自由化を進めながら域外への差別的措置を維持しつつ、ドル決済を最小限にする地域的な多角的支払協定を整備した。

一方で、イギリス連邦諸国を中心とする国々の間で、不足するドルに代わる支払手段としてポンドが利用され、「スターリング地域」（ポンド地域と通称される）が形成されていた⁶⁾。ポンドは1947年7月15日に経常取引の為替制限を撤廃すべく通貨の交換性を回復したが、大量のポンド売り・ドル買いに晒されて、約10億ドルにも及ぶ対外準備を喪失して、同年8月20日には交換性の停止を余儀なくされた⁷⁾。為替相場も、1940年以来1ポンド＝4ドル3セントを守ってきたが、1949年の「第二次ポンド危機」により、約3割も切下げられることとなり、2ドル80セントとなった。それでも、世界貿易の四分の一がポンド地域による取引であり、世界の

外貨準備全体における割合でも1954年まではドルを上回っていた（第1図）。英連邦諸国を中心に広く使用されていたポンドだが、交換性の停止により、取引を通じてポンドを受取ったとしても、ポンド地域などへの支払に充てることになる。



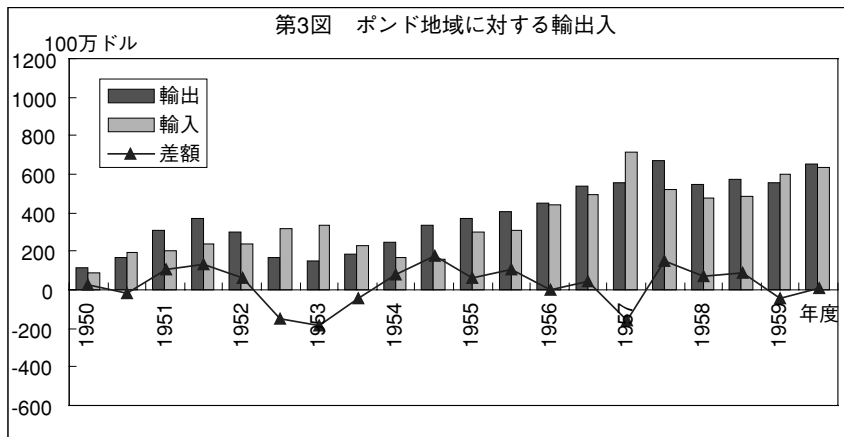
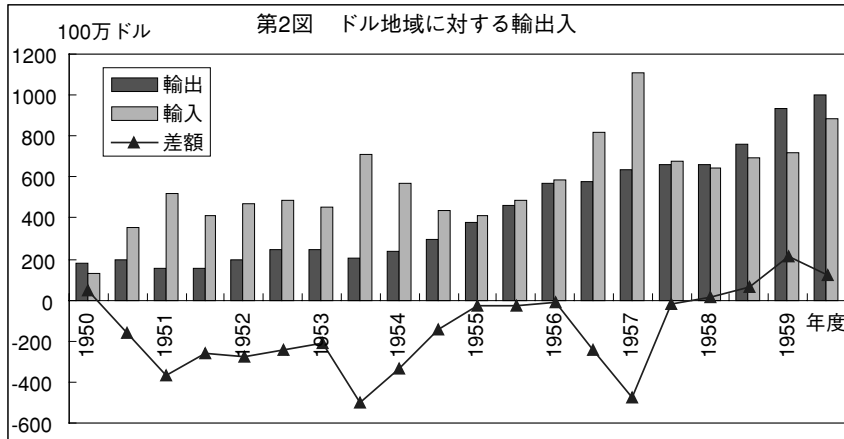
トリフィン（1961），69ページより作成。

このように、戦後の国際経済は、IMFの理念を掲げて貿易・為替体系を整えながらも、大きな不均衡を抱えて交換性が回復されない「過渡的」状況として始まった。

1.2 「ポンド過剰・ドル不足」

東アジアの敗戦国である日本も、こうした世界的な不均衡の中で復興を開始した。米国は自給率が高く工業品の競争力も高いため、日本からの輸出は伸び悩む一方、輸入はそれを大きく上回り、ドル地域に対する輸入超過が続いた（第2図）。1955年と、1950年代末に改善されているが、輸入超過基調が1957年上期まで続き、1953年下期と1957年上期には「外貨危機」がみられる⁸⁾。

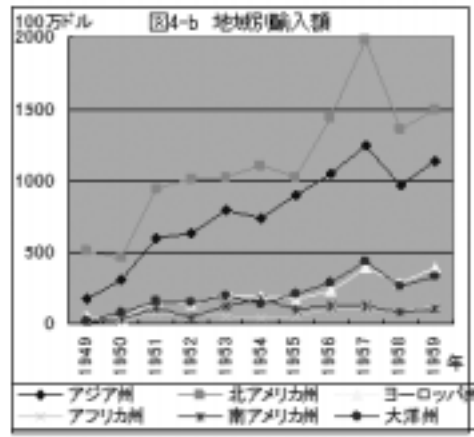
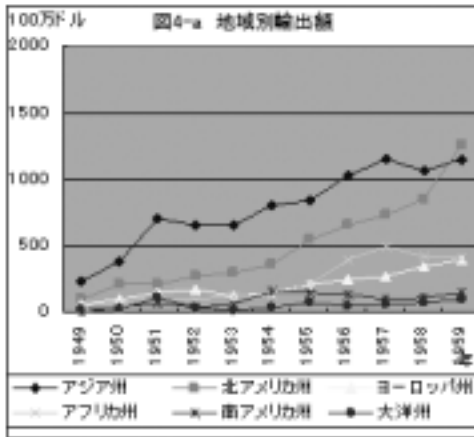
ドル地域以外では、西欧諸国が地域的な貿易・決済の枠組を進展させているのに対し、日本は、戦前に主な輸出入対象国としていた中国が共産主義国となり、近隣の大きな貿易市場との取引が途絶した。また、「南方貿易⁹⁾」といわれたアジアのポンド地域諸国からは、さまざま



日本銀行為替管理局『外国為替統計月報』各月号より作成。
各期は外貨予算に合わせて上期は4-9月期，下期は10-3月期で算出。

な貿易制限を受けることもあった¹⁰⁾。1952年下期から1953年上期の間の輸入超過では、輸出の減少がみられるが、これはポンド地域諸国による対日輸入制限によるものであり、同時期のドルの入超に先立っている。また、対ドル地域と同様に、1957年上期に大きな輸入超過がみられる¹¹⁾。とはいえ、ポンド地域に対する取引では、ドル地域との貿易と比べると貿易規模が全体に少なく、輸出超過基調である（第3図）。

このように、ドル地域に対する輸入超過が続く一方、ポンド地域に対しては輸出超過基調であった。ところが、先述の通り、ポンドとドルの交換性が停止されているため、輸出超過によりポンドを累積してもドルの輸入超過分に充てることができない。そこで、ポンド勘定とドル勘定とのそれぞれの勘定で均衡を図ることとなった¹²⁾。

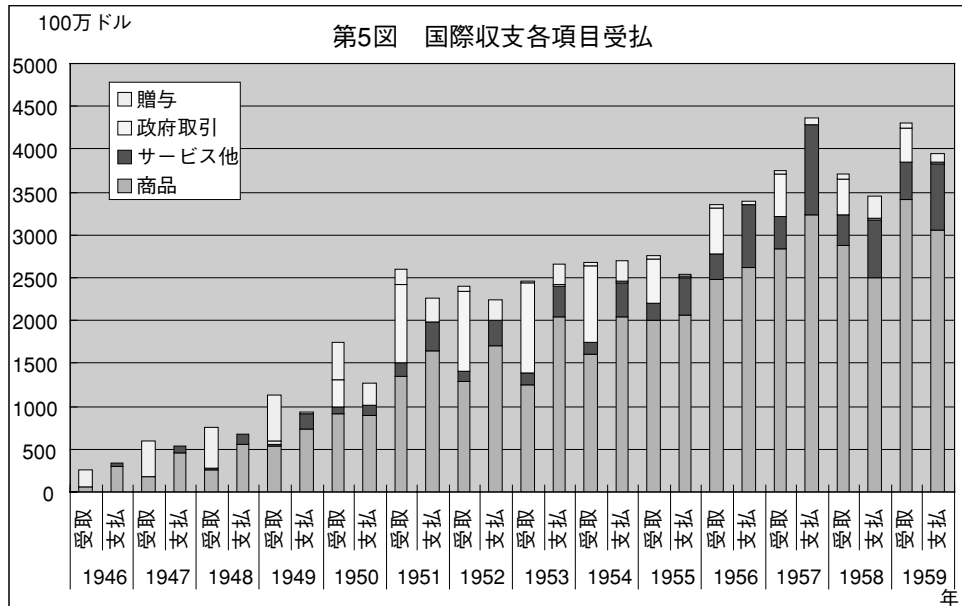


通商産業省 (1992), 250-253ページ

こうした「ポンド過剰・ドル不足」といわれた問題について、最も早く指摘し、経済学的分析をしたのは、小野 (1952) である¹³⁾。「ポンド過剰・ドル不足」についての最初期における業績であるため、分析対象となる期間は限定されてはいるが、問題の「根因」については十分に指摘している。すなわち、「ポンド過剰・ドル不足」の問題は、貿易構造の問題として表れるが、それは「我國生産構造=産業構造の特質によつて規定された」のである。つまり、産業の「不均等発展」は、「原料の對米依存の強化をもたらし」てドル不足としてあらわれる一方、ポンド過剰は「アジア市場を輸出の枢軸とすること」によって生じている。これは「日本資本主義の構造的な後れと特質を示」しているのである。当時の通貨別輸出入額を見ると (図4)、輸出ではアジア地域が多く、1950年代前半では輸出額全体のほぼ半分を占めている。輸入については、北米が同じく半分近くの割合を保ち続けている。

ところで、こうした「ドル不足」は、米国による対日「援助」と、朝鮮戦争に端を発する「特需」によって賄われた。国際収支表によると、(第5図)、支払・受取とも急速に伸びているが、「商品」の項目は1957年まで支払が受取を殆ど毎年超過している。これを1951年までは「援助」項目が、それ以降は「政府取引」が、受取の大きな割合を占めながらカバーしている。

このように、各年のドル地域への支払超過については、援助と特需が復興における重要な役割を果たしたのだが、こうした受取はいずれなくなる。当時、政策目標として広く共有されていた「経済の自立達成」¹⁴⁾は、この一時的な受取項目が消滅した後も対外収支の均衡を維持できることである。産業構造を反映した「ポンド過剰・ドル不足」の問題は、単年度ごとの通貨別均衡を図ることと同時に、産業構造の高度化によって解決される必要があった。それは、ドル地域に対する支払超過基調を是正することを意味した。



日本銀行為替管理局『国際収支表』各月号より作成

1.3 外貨予算制度の枠組

ここでは、外貨予算制度の枠組を概観する。

対外取引を管理する法律「外国為替及び外国貿易管理法」（以下、管理法と略す）は、外国為替集中（外貨集中と略される）と外貨予算制度という「二大支柱¹⁵⁾」によって支えられている。管理法の目的は、第1条に掲げられている。

外国貿易の正常な発展を図り、国際収支の均衡、通貨の安定及び外貨資金のもっとも有効な利用を確保するために必要な外国為替、外国貿易およびその他の対外取引の管理を行い、もって国民経済復興と発展とに寄与する

この目的を実現するため、まず政府に外貨を集中し、そしてこれを計画的に使用するという制度が採用された。

外国為替の集中は、外貨債権を確実に回収して、政府に集中させることである。原則として、債権者は外貨を回収してもその手持を許されず、外国為替銀行（為銀）が日本円で輸出手形を買取り、これを大蔵大臣勘定によって政府が買取る。こうして外貨債権が政府に集中するしくみが構築された。初期には原則どおりに「全面集中制度」とされたが、外貨の蓄積に応じて徐々に緩和され、為銀には外貨保有が認められ、持高規制などに移行していった。

外貨集中の目的は、希少な外貨の有効な利用を図ることと、外貨資金の取引を正確に把握することにあった。管理法21条には「居住者たると非居住者たるとを問わず本邦にある者は、政令で定めるところにより、左に掲げる財産を特定の場所もしくは特定の方式により保管もしくは登録し、又は外国為替資金特別会計、日本銀行、外国為替公認銀行その他の者に公定価格を参しゃくして大蔵大臣が定める価格で本邦通貨を対価として売却する義務を課せられることがある」としている。政令ではさらに、対外支払手段や外貨債権を取得した場合、その日から10日以内に為銀などに売却することが定められ、居住者は為銀以外の者にそれらを売却または取立て依頼することは禁じられている。

以上のように、輸出などによって得た外貨は、当該業者によって取立てられ、業者から為銀に買取られ、為銀から大蔵大臣勘定に集中し、外国為替資金特別会計として捕捉される。

こうして集中された外貨は、外貨予算制度によって計画的に使用される。

外貨予算制度は、政府が作成した予算に基づいて輸入や支払などが認可されるという制度である。外貨による支払を一定の限度に抑制し、重要物資などに重点的に割り当てることで、外貨の効率的な使用が図られた。外貨予算の期間は、当初3ヶ月であったが、1952年4月から6ヶ月ごとに作成されることになった。

外貨予算は、内閣に設置された閣僚審議会によって作成された。閣僚審議会は、諮問的な審議会ではなく「内閣の機関」¹⁶⁾である。内閣総理大臣を会長とし、大蔵、通産、農林、運輸の各大臣および経済安定本部総務長官（1952年から経済審議庁長官、1955年から経済企画庁長官）を委員として構成され、「事務の迅速化と責任の所在の明確化を企図した、いわゆるインナー・キャビネットたる性格のもの」¹⁷⁾であった¹⁸⁾。その事務の多くは、下部機構である幹事会に委ねられている¹⁹⁾。幹事会は、経済安定本部貿易局長、同財政金融局長、通産省通商局長、大蔵省理財局長²⁰⁾、農林大臣官房長、運輸大臣官房長からなり、経済安定本部貿易局長が幹事長とされた。そこでは、外貨予算の方針、編成や変更、品目の割当の方式など、「閣僚審議会決定事項の原案の審議」を付議事項としている²¹⁾。幹事会が事実上の審議をし、審議がまとまってから審議会はそれを決議したのである²²⁾。

なお、閣僚審議회를規定する「閣僚審議会令（昭和二十四年政令第三百七十六号）」には「幹事会」を定めておらず、「経済安定本部貿易局は（略）外国為替予算案を作成しなければならない」（第6条第4項）とあるのみである。また、その予算案の作成に必要な資料を「関係行政機関は、（略）経済安定本部貿易局に提出しなければならない」（第6条第2項）としている。つまり、占領下の1949年に管理法と審議会令が制定されたときには、経済安定本部貿易局が外貨予算案を作成し、関係行政機関の資料提出が義務付けられていただけである。しかし実際の決定過程では、閣僚審議会の決定した「幹事会設置要領」によって前述の幹事会が設置されることとなった²³⁾。そして、占領後の機構改革で外国為替管理委員会が大蔵省に吸収されて

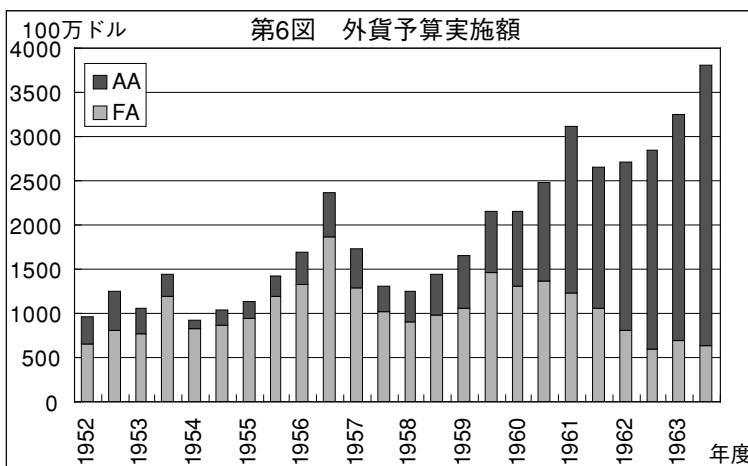
大蔵省為替局が新設されると、閣僚審議会の事務はこの大蔵省為替局が担当することになった。こうして、貿易外予算案と、貿易・貿易外を含む全体のとりまとめを大蔵省為替局が、貿易予算案については通産省通商局が、それぞれ作成し、審議することとなったのである²⁴⁾。

このように、占領軍は貿易為替を一元的に管理することを想定していたようだが、調整機関としてつくり変えられ、さらに大蔵省と通産省が実質的に外貨予算を作成することとなった²⁵⁾。

1.4 外貨予算の運用

こうして作成された予算に沿って輸入が実施されるが、輸入にあたっては「輸入貿易管理令」により、原則として政府の承認を受けなければならないことになっている。外貨予算の期首毎に予算内容とともに割当基準が公表され、その基準に応じて審査を受け、承認を受けた輸入業者に外貨が割り当てられる。

輸入の承認の形式は、「外貨資金割当（FA：Fund Allocation）制」と「自動承認（AA：Automatic Approval）制」があった²⁶⁾。FA制では、品目・通貨に応じて使用可能な外貨額が割り当てられ、品目ごとに割当基準が公表される。輸入申請者は通産省による審査を受け、外貨割当金割当証明書が交付され、これを為銀に申請して輸入が承認される。一方、1950年7-9月期から導入されたAA制では、AA指定品目全体の金額枠と通貨指定はあるが、その範囲内では自由に輸入できる。輸入申請者は直接為銀に申請し、AA予算残枠内で「自動的に」承認されるのだが、その予算残額にしても外貨事情の許す範囲で期中に増額されることが多かった。FA制が外貨の使用計画であるのに対して、AA制は輸入の制限が少ない。このため、いわゆる輸入自由化率は、予算総額に対するAAの比率で示されるようになった。外貨予算は1950年代を通じてFAが殆どであり、縮小予算下で更なる輸入抑制効果を図るために、輸入しやすいAA



確認額ベース。大蔵省（1999a），166ページより作成。

品目が削減されるなどして、AA比率は輸入調整の手段ともされた。1959年以降になって、自由化が本格的に議論され始めるに従い、AAの割合が増加し、FAの割合を大きく上回るようになる²⁷⁾（第6図）。

予算の運営面では輸入担保金の担保率の操作など、さまざまな輸入量操作の措置がある。また、予算そのものも、拡張予算をつけながらも、実行の際に抑制的に許可する場合もあった。これは見積もりを誤った場合にもあるが、縮小予算にして公表すると、輸入品の供給が減少することが周知されて思惑輸入を惹起するので、拡張予算を作成しつつ輸入許可を控えるということがあった。この点は後に外貨予算の実行を検討する際に論じる。

このように、外貨も物資も希少な時期に、大蔵省と通産省で輸入の規模・品目・通貨を策定し、決められた外貨割当基準に沿って輸入が実施されることとなったのである。

2. 外貨予算制度の先行研究

その重要性にもかかわらず、外貨予算に関する先行研究は乏しい²⁸⁾。ここでは外貨予算を産業政策の側面から分析した岡崎と是永による論考 (Okazaki and Korenaga (1996) , ここでは岡崎・是永論文と記す) と、対外均衡のための政策手段として分析した高木の論考 (Takagi (1997) , ここでは高木論文と記す²⁹⁾) を紹介して論じる。

2.1 産業政策としての外貨予算

岡崎・是永論文は、外貨予算制度が「産業政策の手段として利用された」として、産業の国際競争力強化政策として評価している。

まず、外貨予算によって輸入が制限されることで超過利潤 (レント) が発生していたと指摘する。主要輸入品の27品目について、輸入価格と関税を合計した額に対する国内品価格の比率から、輸入制限によるレントの割合を算定している。一般的には、規制によってレントが発生する場合、レントの獲得を目指した非生産的な活動 (レント・シーキング) を誘発し、経済発展に負の効果をもたらすとされている。しかし、岡崎・是永論文では、「外貨予算の割当のルールが明確であったため、レント・シーキングは防がれた」という。外貨予算の割当基準は、輸出実績に比例して割り当てる「輸出リンク」や、生産設備の規模に応じて割当額が決められる「設備割当」など、割当ルールが明確であった。そのため、レントを求める行動は、明示された割当基準に沿って、輸出増や設備投資などに向けられるようになる。こうして、「レントの獲得競争を刺激することで輸出と投資を促進した」というのである。論考の中では、レントを計測したうえで、そのレントの推移と、輸入割当基準による輸出や投資の推移とが一致していることを、羊毛輸入を例に示している。こうして、外貨割当が産業政策の機能を果たしつつ、これに伴うレント・シーキングを防止したということを検証している。外貨割当という政府による市場への介入が、レントを生みながらも、それにとまなう非効率な活動を予防しつつ産業政策として有効であったという指摘は興味深い。

2.2 対外収支均衡政策としての外貨予算

高木論文は、対外収支均衡の手段としての外貨予算制度の効果が限定的であったとしている。

その効果を検証するため、外貨予算が輸入制限の手段となっていた期間における3回の対外収支危機がとりあげられている。すなわち、1952-1953年、1956-1957年、1961-1962年である。対外収支危機に際しては、一方で外貨予算を通じた輸入引締め・輸出優遇といった貿易管理措置がとられるのだが、他方では、デフレ的なマクロ経済政策によって対外収支の調整が行われていた。ここで焦点は、外貨予算に基づく貿易管理と、デフレ的な財政金融政策とで、いずれが対外的均衡の回復に対して効果的であったかという問題に当てられる。高木論文は、貿易制限の方が有効であった場合には輸入品の国内価格が上がるはずであり、デフレ政策が有効であった場合には価格全体に影響が及び、輸入品の国内価格も下がるはずであるから、輸入品の国内価格によっていずれの政策が有効であったか判断できるとしている。結論として、外貨割当が「対外取引調整の役割」を果たしたのは1953年の収支危機までであり、それ以降の国際収支危機では、割当による対策よりもマクロ経済政策が有効であったと指摘している。対外収支の調整手段としては、1950年代半ばには外貨予算はその役割を果たさなくなり、マクロ経済政策がこれに代わったというのである。復興により敗戦後の致命的な外貨不足が徐々に克服され、貿易の制限が緩和されつつある中で、外貨予算の対外収支調整手段としての効果が減退したのである。

ここで両論文をまとめると、岡崎・是永論文は、産業政策の側面から外貨予算は有効かつ適正に機能したことを指摘しているが、高木論文は、対外収支均衡についてはデフレ政策が1950年代半ば以降は有効であり、外貨予算の効果は限定的であったと指摘している。両者は産業政策と対外収支政策について論じており、焦点が食い違うように見えながら³⁰⁾、外貨予算制度の二つの重要な側面について議論している³¹⁾。外貨予算制度は、先述の管理法第1条で定められた「国際収支の均衡」と「通貨の安定及び外貨資金のもっとも有効な利用を確保する」目的を果たすための手段として導入された制度である。

しかし、「国際収支の均衡」も、「外貨資金のもっとも有効な利用」も、ポンド過剰・ドル不足の消長との関係で、意義が異なる。輸入原材料によって製品輸出を拡大し、もって経済成長を図ろうとする戦略は、交換性のない「ポンド過剰・ドル不足」という問題に直面したのである。交換性のない「ポンド過剰・ドル不足」のもとでは、「マクロ経済による収支均衡」によって輸出入規模を操作するよりも、通貨別、品目別の外貨割当が有力な産業政策の手段と目されることとなった。ところが、「ポンド過剰・ドル不足」が解消されれば、別の正当性がない限り、産業政策によって輸出入規模を直接的に介入することは再検討を迫られることとなる。外貨の通貨別割当の役割が低下していくにつれて、マクロ経済政策による対外収支均衡がその本来の機能を果たし始めたのではないかと考えられる。

3. 通産省・大蔵省と外貨予算

前章では外貨予算に対する産業政策・対外収支均衡政策のそれぞれの側面による先行研究を見たが、通産省と大蔵省との間でも同じように外貨予算が分轄されていた。そこで、ここでは外貨予算についての通産省と大蔵省の認識を明らかにしておく。

3.1 通産省の「通商産業政策史」

通産省の『通商産業政策史』は、外貨予算の外貨割当の側面をとりあげている。「外貨割当制度の運用とその産業政策的意義」という1節を設け、その諸機能を列挙した上で、綿紡績業、石油精製業、鉄鋼業、機械の4分野における割当制度の運用とその意義を論じている³²⁾。また、外貨予算は、「生産の規模がこれによって決定されるという点で、数量統制に近い強力な統制手段であると言えよう」と、強力な政策手段として認めている。そして、「日本の戦後復興のように壊滅的打撃から復興を遂げる過程或いは発展途上国が離陸から本格的な工業化を達成する過程では必要不可欠な手段であるということが出来る。(略)戦後の復興期から基盤確立期にかけて、その後の経済発展を支える産業の維持育成に果たした外貨割当制度の意義を忘れることはできない」として、高く評価している。

ここでは、通産省の政策史が産業分野ごとに外貨割当の機能と変遷を記述しており、また産業政策としての極めて高い評価を下している点に注目したい。

3.2 大蔵省の「昭和財政史」

一方、大蔵省『昭和財政史』³³⁾は、「外国為替予算制度」という章を設け、割当ではなく、あくまで予算として外貨予算をとらえている。そこでは、制度成立の経緯から予算作成・決定・実施の手順までが詳述された後に、「外国為替予算の各期別実績」という節があり、外貨予算の予算案と予算実施状況が各期毎・各年毎に論じられている。予算額を左右した背景と実施状況について各期について検証するという論じ方は、年毎の収支均衡を重視したもので、産業分野毎の割当を評価する通商産業政策史とは対照的である³⁴⁾。そして、「貿易為替管理の核心的部分として、国際収支均衡のため重要な役割を果たしてきた」として、対外収支均衡の手段として評価している³⁵⁾。外貨予算の産業政策的側面については、「外貨収支の均衡を確保するという本来の目的から、しだいに国内産業を保護するための“障壁”としての役割が、昭和三〇年代に入り認められるようになった」と否定的に触れているが、その内容には議論が及んでいない³⁶⁾。

大蔵省は、輸入超過に敏感であり、年度毎の対外的な均衡をはかることを重視する。財政政策を通じて経済の拡大を図ることが出来るが、対外不均衡になるとデフレ政策をとらなくては

ならなくなる。また、銀行行政も管轄するため、敗戦国の経済的信用を向上させるには、出来るだけ国際的な経済ルールに則り、外貨が逼迫するような状況はなんとしても避けたいものと考えられる。

3.3 「産業積極主義」と「金融保守主義」

こうした対外収支問題に対する立場の違いは、どの水準で収支を均衡させるかという議論としても争点化した。外貨を輸入で残らず使い切るのか、外貨を保有しつつ均衡させるのか、という保有外貨の捉え方の違いである。通産官僚であった天谷直弘（当時・通商局為替金融課）は、この外貨保有にまつわる二つの立場について論じ、「金融的保守主義」と「産業的積極主義」に分類している³⁷⁾。この天谷（1955）の議論は、「金融的保守主義」を批判し、「産業的積極主義」を擁護する論旨であるが、当時の現役担当官による分類だけに、政策決定の場における争点が明確に表現されている。

それによれば、「金融的保守主義」は、「わが国経済の基盤は薄弱であり」、「相当額の外貨を保有することが、おこりうべき国際収支の危機に対処する安全弁として、絶対に必要」であるとする。そのため、「外貨予算規模は、その期における受取予想額以下でなければならず」、「輸出の水準または伸びを維持するために、国内均衡を犠牲にしても、金融引締め政策及び均衡財政政策を貫くべき」となる。つまり、デフレ政策を通じた輸出拡大・輸入縮小によって外貨保有を蓄積し、これによる通貨の安定を説いている。例えば、後に大蔵省で理財局長や銀行局長を歴任する佐竹浩（1954）は、「経済の自立を達成するための前提条件として、今日なによりも必要なことは、通貨安定、すなわち通貨価値の安定を図ることである」とし、「輸出の増加をはかるためには国内物価を国際経済の環境に適応する線に落ち着かせるように通貨量の増減を調整する必要がある」と述べている³⁸⁾。

一方の「産業的積極主義」は、「わが国のような資本蓄積不足の国において、巨額の外貨を保有することは、国民資本の不妊化であり」、「必要以上の外貨は輸入の拡大に充て、物的資本の充実と物価の引下げをはかり、経済の体質改善を促すべき」とする。輸出によって得た外貨は、蓄積するよりも輸入に充てるというのである。輸入は「国内投資及び輸出と表裏一体の関係」であるとの認識があり、金融的保守主義の外貨蓄積を重視する立場には「輸入増大は国際収支を悪化させるだけだという近視的見地」と批判している。ただし、産業的積極主義も外貨不足の認識は共有しているので、単純な輸入拡大を提唱しているわけではない。そのため、「国内投資政策に即応しつつ、合理的かつ計画的な輸入政策をとるべき」とされる。外貨を輸出につながるような輸入へと計画的に割当て、これによって産業を発展させることを重視している。

こうした分類をしたうえで天谷は、外貨保有量の適正基準の問題を論じる。金融的保守主義

を代表させて、当時、東京銀行常務で元大蔵省理財局長の伊原隆の「外貨保有はどの程度が適正か」³⁹⁾という記事を引用している。伊原は、「毎年一、二億ドルの黒字を出す国際収支の基調を維持し『外貨保有十五億ドル、円の交換性回復』の態度を明確にして国内の財政経済施策をこれに向かって帰一すべき」としている。

これに対して天谷は「輸出も外貨保有額も西欧なみにしたいということは、人情としては納得できる⁴⁰⁾」としながら、「円の交換性回復等ということに、現実政策の目標を置くことは、わが国経済の特殊性に立脚した考え方とはいえない」という。

伊原のいう外貨保有十五億ドルという規模についても、天谷は「氏のいわれるだけの準備を持つことはもちろん望ましいが、貧乏人は保険をかけるよりも先になすべきことが多々あるはずである」と批判し、八項目に及ぶ多様な「蓄積外貨利用の具体策」を提示している。外貨予算については、「従来の外貨予算編成方式は、余りにも、目先の外貨保有量の減少防止ということに重点を置きすぎたため、不利な買付を行った場合が少なくない」という。輸入が予算によって抑えられるために、輸出超過に転じても、すぐには輸入を増やすことが出来ず、輸入の需要に対して供給が間に合わず輸入品が昂騰することもあった。そして、「これは金融的保守主義者たちの非弾力的な輸入政策に起因する」として批判している。

また、天谷は「ポンドの交換性回復後、ポンド残高を米ドルに換え、これをもつてドル（地域に対する貿易の）入超をカバーしようという考え方は甘すぎる」とも指摘している。ポンドとドルの交換性がなく、ポンド過剰・ドル不足という状況で対ドル地域の収支赤字を拡大させずに輸入を増やすには、ポンド地域へと買付地域を転換させなくてはならない。獲得した外貨を出来る限り輸入に使用したい通産省は、ドル地域からポンド地域へと買付地域を転換していたのである。対外収支の均衡を重視する大蔵省も、支払危機になるのは厳に避けたい。しかし、保有外貨全体の規模を大きくすることを重視しているので、通貨別均衡を問題にするほど輸入するよりは、ポンド保有高を外貨準備とし、国際的な通貨交換性の回復を期するということがある。

もっとも、通産省の進めるポンド地域への買付地域転換政策は、結果的にドル地域からの輸入に比べて割高で質の劣る輸入品に頼ることになるので、産業界には不人気であった。このため、他の項で天谷は「IMFとの関係において難点があることは周知の通りである」としながらも、「ポンド地域、オープン地域等の割高物資を合理的に買付けようようにするためには」、為替の「売買相場に大きな巾をみとめるようにすべき」としている。買付地域によって為替相手を調整し、もって通貨別の均衡を図ろうという提案である。しかしこれは、IMFで不公正取引として禁止される二重価格政策である。国際的信用を重視する金融的保守主義には肯定できる提案ではない。

なお、大蔵省もポンドの手持は「切り下げの危険」があり、できるだけ少なくすべきである

と考えていた⁴¹⁾。ただし、その対処法は、通産省のような輸入の拡大ではなく、「ポンド地域向け輸出予約期間の短縮」や「先物為替相場の改定」といった、輸出の抑制策であった。これに対しては、産業界から「今日まで努力してきた対ポンド圏貿易を萎縮せしめ、生産者にも輸出業者にも、大打撃を与え」として反対が強く、緩和されることとなった。

その他にも天谷は、蓄積した「外貨を輸銀などに対する資金源と」することや、「合理化機械などの輸入金融に関する短期外資の利用」なども提案している。輸出入で得た外貨を通貨の信用に用いたい金融保守主義にとって、外貨を可能な限り輸入に回したり、さらなる輸出入のための貿易金融の原資にしたりすることは受け入れがたい。それにもまして、国内の金融手段に依存する産業界に限定的であれ外資を活用するという提案は、大蔵省の金融行政の根幹をも揺るがしかねない。

通産官僚である天谷の分類は、外貨の用途や規模をめぐる議論でありながら、そうした問題にとどまらず、外貨予算を共管する通産省と大蔵省の経済政策における優先順位の相違を明らかにしている⁴²⁾。保有外貨の適正規模についての相違は、それを少しでも輸入に使用して産業の育成を図るのか、外貨を蓄積して通貨の安定によって対外均衡を図るのか、という政策の重点の違いが反映されているのである。

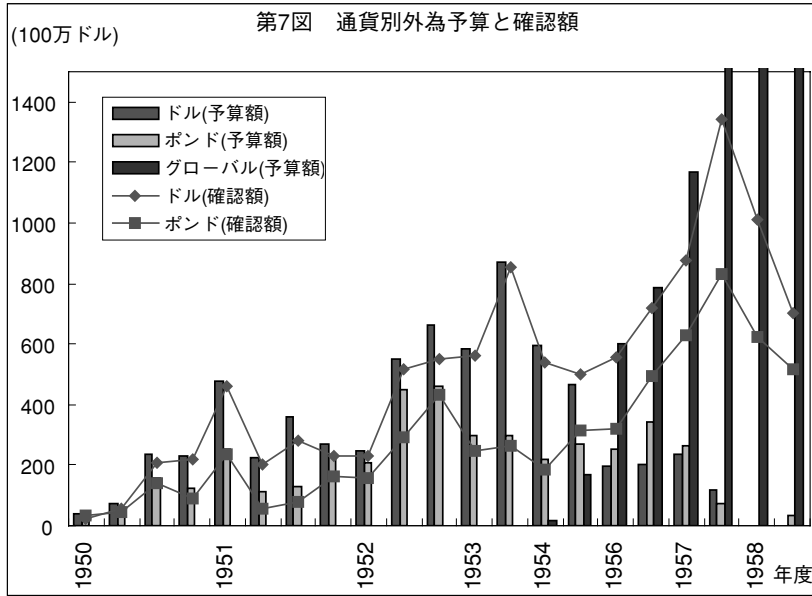
4. 外貨予算と輸出入

ここでは、外貨予算制度による輸入制限の有効性と、外貨割当の輸出振興の側面との、両面を検討する。

4.1 外貨予算と輸入

外貨予算の通貨別予算と実際の通貨別の取引額を見ると、1950年代前半については予算に沿って取引されていることが分かる（第7図）。1954年上期から設けられたグローバル予算は、通貨区分の指定のない予算枠である。1958年からは一部の例外を除き、全額グローバル予算となった。また、1959年には前年末の主要通貨の交換性回復により、分類されなくなる⁴³⁾。

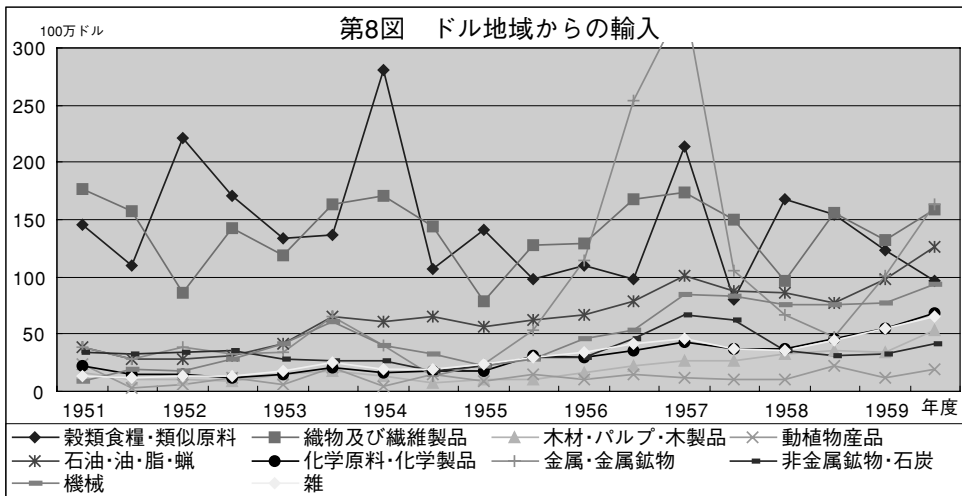
ポンド予算は1952年に拡張予算をつけたが、その後ポンドが払底したため、1953年にはドル予算を増やしてポンド予算を減らす、買付地域の切換が見られる。そのほかの時期では、ドルがポンドを上回り、だいたい平行的に推移している。

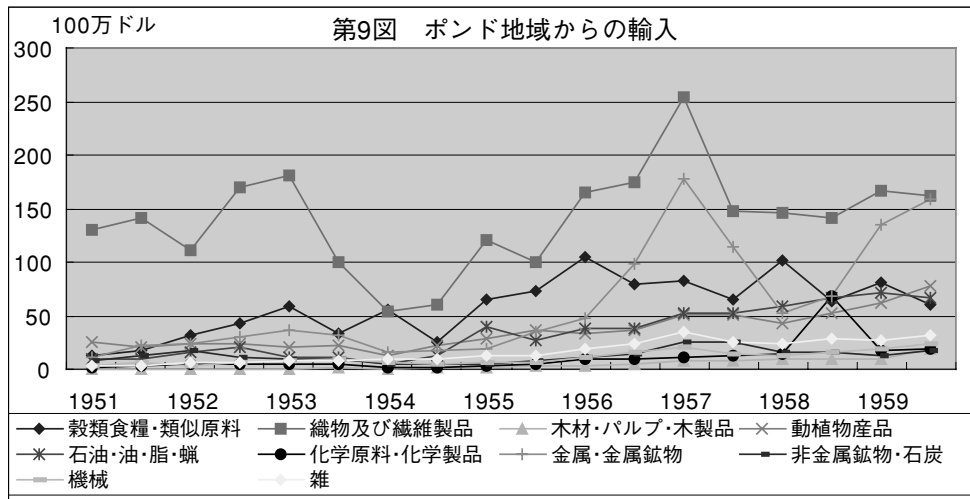


犬田 (2000) 56-57ページより作成，グローバル予算は非ドルグローバル予算を含む。

次に，この間の品目別の輸入額を通貨毎に確認する（第8図・第9図）。

ドル地域の輸入については，1950年代前半に「穀類食料・類似原料」と「織物及び繊維製品」の項目が大宗を占め，その後も重要な輸入品目となっている。1957年の外貨危機に際しては，殆どの項目で増加が認められるが，「金属・金属鉱物」の急増が目立つ。これらの主要品目のほか，「機械」と「石油・油・脂・蠟」の項目が漸増している。ボンド地域からの輸入については，「織物及び繊維製品」が主要な輸入品であり，1953年の外貨危機のボンド不足は当該項





日本銀行為替管理局『外国為替統計月報』各月号より作成。
 各期は外貨予算に即して4-9月期・10-3月期の半年。
 輸出統計に合わせ、「医薬品」は「化学原料・化学製品」に、「在日外人用品」と「書籍」は「雑」にそれぞれ合算

目の伸びが主要な原因となっていることが分かる。その後、「織物及び繊維製品」の輸入が1954年にかけて急落し、代わって同品目がドル地域で伸びて、ポンド地域からドル地域への買替が見られる。また、1957年には、ドル地域ほどではないにせよ、「金属・金属鉱物」の伸びが見られ、「織物及び繊維製品」も増加を続けている。但し他の項目は微増にとどまっている。

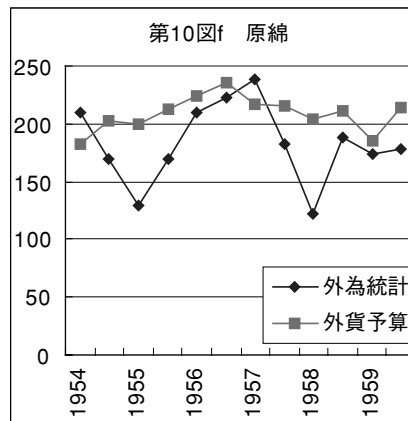
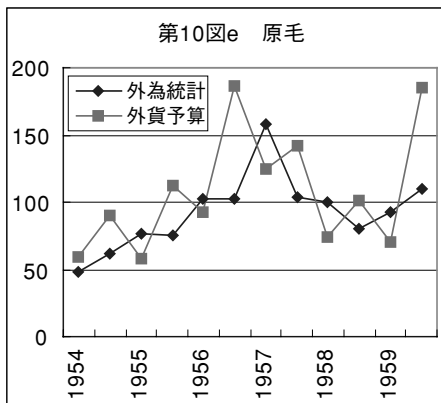
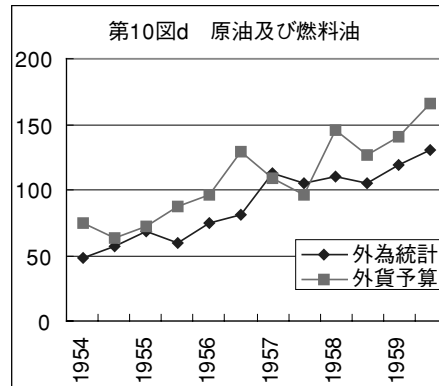
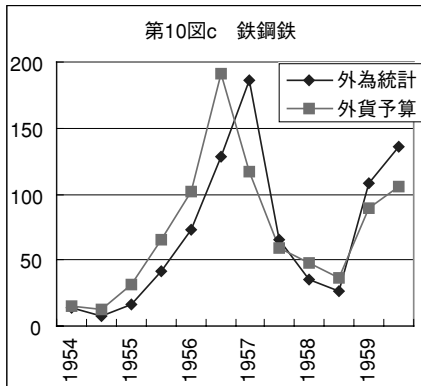
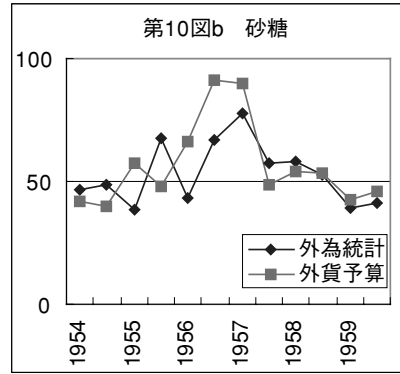
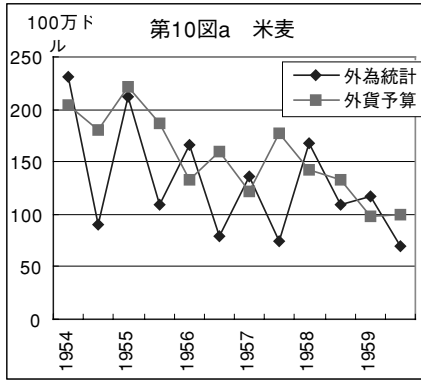
このようにみると、「穀類食料・類似原料」と「織物及び繊維製品」、ならびに「金属・金属鉱物」が輸入の推移を見る際に重要であると考えられる。

そこで、品目別の外貨割当を該当期の『外国為替統計』の額と比較する。輸入品目で重要な「穀類食料・類似原料」についてはその大半を占める「米麦（米，大麦，小麦の合計）」と、プレミアムが高かったといわれる「砂糖」⁴⁴⁾を、「金属・金属鉱物」については途中からAA品目になる「鉄鉱石」と「その他」の次に大きな項目である「鉄鋼屑」を、「織物及び繊維製品」については大宗をなす「原綿」「原毛」を、また漸増する「石油」を、それぞれ取り上げた。（第10図a-f）。外貨予算が期首に公表されるのに対し、『外国為替統計』は、輸入が実施される際に為銀が日銀に提出する船積書類到着報告書の到着日をもとに計上しているため、予算よりも遅れて表れる。また、外貨予算を政策的に抑制して実施することもあるため、予算より少なかったり、また外貨予算の各期につく予備費が割当以外に使われたりするので、必ずしも厳密に一致するものではない。それでも、主要品目について見ると、傾向的な一致が確認できる。

外貨予算が輸入制限として有効であれば、輸入品の供給が輸入需要を満たさないため、輸入価格が上昇するという。確かに、輸入物価は、外貨予算縮小期にも殆ど上昇していない（第11

図)。輸入物価は1950年代初頭に高くなっていたが、その後安定し、1950年代終盤には下落している。輸入総額が急減する1957年以降にも輸入物価は殆ど上昇していない。

しかし、割当にともなうプレミアムが存在し、外貨予算縮小期にはそれが拡大していた。



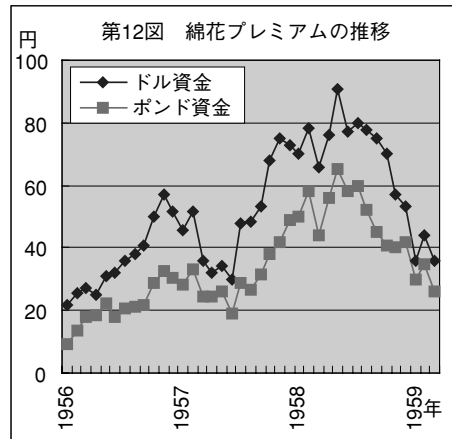
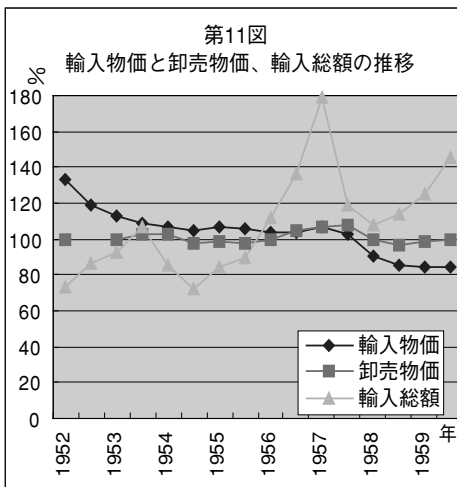
外貨予算は東京銀行（1960）巻末資料第31表より作成

外為統計は日本銀行為替管理局『外国為替統計月報』各月号より作成，上期は4-9月，下期は10-3月

為替統計については、「米麦」は米・大麦・小麦の合計，「石油」は原油及び燃料油，「鉄鋼屑」は屑鉄が対応

1957年下期以降の輸入制限にともなって、プレミアムが拡大していることが確認できる（第12図）。「原綿についていえば、原綿の外貨資金割当を操作することによって、原綿輸入量はいくらかでも抑制されることができ、それが原綿プレミアムとなってあらわれ、割当綿と市中綿（割当綿を市販したもの）との間に差益（プレミアム）を生ぜしめ」という⁴⁵⁾。

外貨予算が輸入規模を規定したのか否かについては、まだ議論の余地がある。しかし、品目別にはプレミアムが見られ、輸入制限の効果があつたと推測できる。



大阪府立商工経済研究所 (1959) 21-24ページ第 8・9表。

卸売・輸入物価とも日本銀行『金融統計月報』『経済統計月報』各期版より作成。
卸売物価は1952年平均=100
1952年については通年平均のみ表示。
輸入物価は1956年まで1949年7月～1950年6月の平均=100とし、1957年からは基準年の変化に応じて算出。

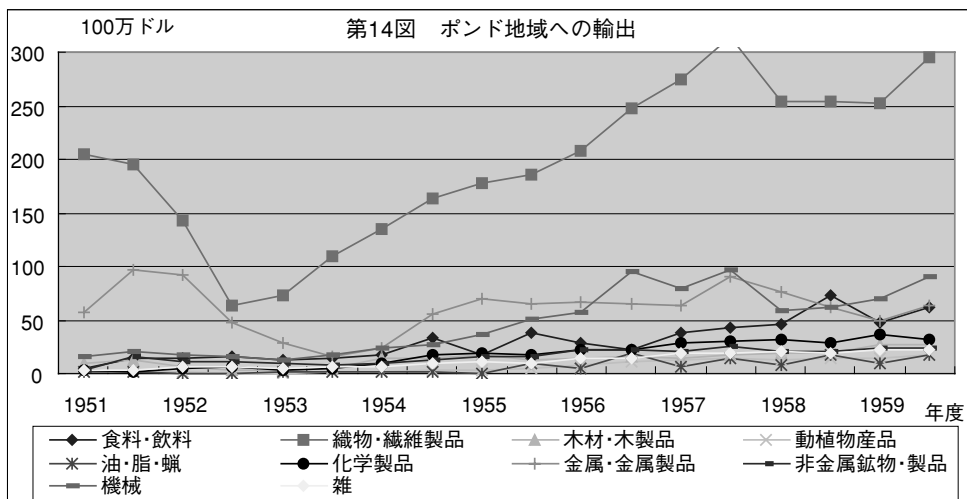
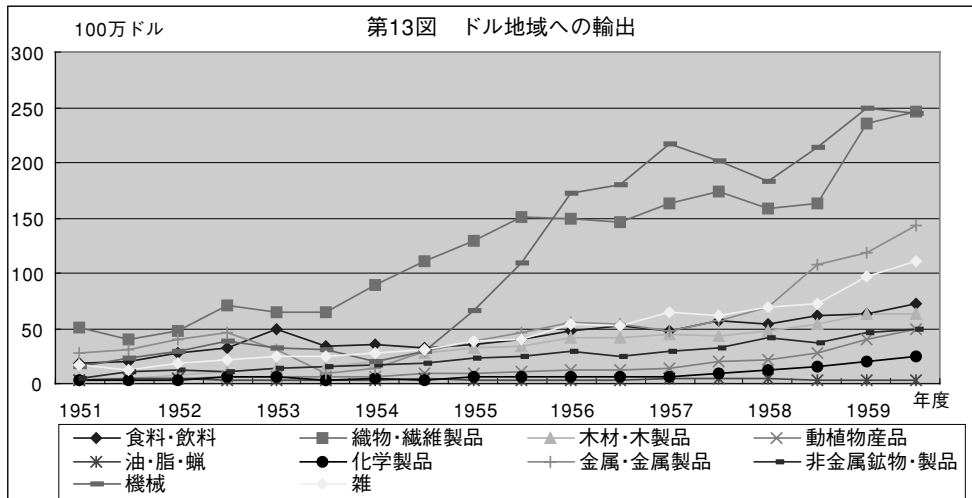
4.2 外貨割当と輸出

つぎに、輸出の品目別推移を通貨地域ごとにみる。

ドル地域への輸出では、殆どの品目で漸増が認められるが、特に「織物・繊維製品」の増加と、それにやや遅れて「機械」が急増しているのが目立つ。1951年度と比べて1959年度は、ドル地域への輸出額は6.4倍に、「機械」の輸出額は12.9倍ともなり、輸出増加寄与率は、27.9であった。「織物・繊維製品」の寄与率は、23.8であり、ドル地域のこの間における輸出増加の半分はこの2項目の増加によるといえる。また、ボンド地域への輸出では、「織物・繊維製品」の規模が群を抜いており、その伸びも目覚ましい。ドル地域と同様に1959年度と1951年度の輸出を比較すると、「機械」は輸出増加寄与率が23.2%で「織物・繊維製品」が27.5%を占めて、輸出増加全体の約半分に及んでいる。輸出が低迷した1952年下期との比較では織物・繊維製品は2.7倍、寄与率では64%と、他の輸出品目に対して突出している。「機械」の増加も、ドル地域

に比べると弱いですが、増勢が認められる。1950年代初頭にもポンド地域に対しては「織物・繊維製品」や「金属・金属製品」の輸出が大きかったので、同時期のドルへの輸出の少なさが景気循環によるものでなかったといえる。また、1952年から1953年にかけては、ポンド地域による輸入制限の影響が全品目で見られ、1953年の外貨危機がポンド地域への輸出減に起因していると考えられる。1957年の外貨危機では輸出の減りが多くの品目で見られるが、同じ時期の輸入の著増に比べると小幅である。

このように、輸出商品としては、いずれの地域でも「織物・繊維製品」と「機械」が特に重要であった。そこで次に、原綿と機械の割当基準と、輸出内訳を検討する。



日本銀行為替管理局『外国為替統計月報』各月号より作成。各期は4-9月期・10-3月期の半年。

割当基準とは、通産省が外貨割当の申請者に対して許可を出す際の審査基準であり、外貨予算の発表と同時に公表される⁴⁶⁾。輸入原材料の許可は、企業の生産を大きく左右するものであるため、割当基準は産業政策を実施する際に誘因として重要な役割を果たした。

a. 原綿の場合

原綿の割当基準には、大きく分けて輸出リンク制と設備割当の二種があった。

輸出リンクは、輸出分について全量原綿の割当があり、残りを設備割当とするため、輸出の多い企業では1 錘当たりの割当が多くなるのに対し、輸出の少ない企業では原料綿が減るので操業を縮小せざるを得なくなる。また、ポンド向け輸出に対するリンク率をドル向け輸出リンクの80%とするなどの細かい操作がなされ、輸出を誘導する様々な割当が実施された。

設備割当は、設備の増強を図る際、新設設備や新規企業に対して優遇的な割当を行い、生産増強を奨励するものである。糸をつむぐ錘の数に応じて原綿を割り当てたり、より付加価値の高い商品の輸出を振興すべく、加工度に応じて細かい報奨的割当が行われたりした。

また、対外収支不均衡に陥った際には、生産を削減すべく、生産調整が行われる。その際、勧告操短の強制力として、生産限度を超過したものに対し輸入割当を削減する基準が設けられた。

このように、繊維産業は原材料の規模によって生産額が左右されるため、輸入割当は産業政策の重要な手段となった。輸出や設備投資の規模だけでなく内容に応じて割当基準が違い、輸出振興や高付加価値化が図られた。

b. 機械の場合

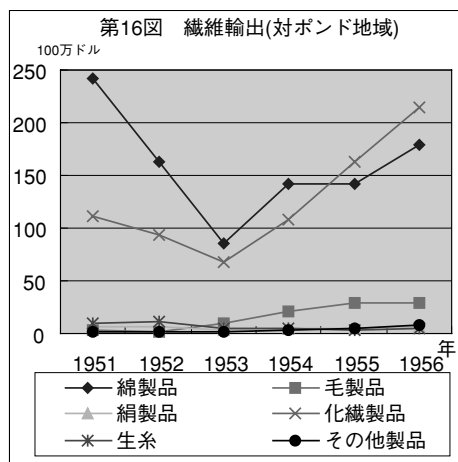
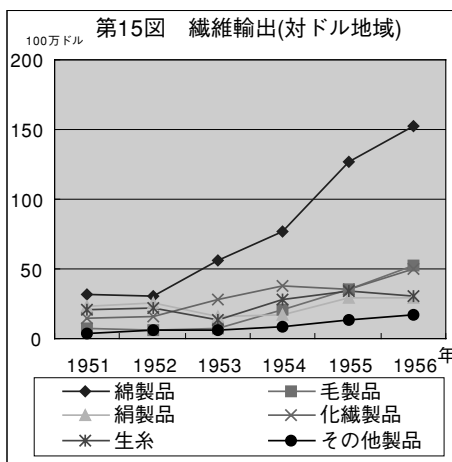
機械の割当は、国内機械産業保護の観点から国産品と競合する機械は抑制したい一方、産業の効率化のための機械は積極的に導入したいというジレンマがあった。そのため、AA品目になるのは「解体用船舶」ぐらいで、殆どの品目が割当品目であった⁴⁷⁾。機械には様々な分野の製品があり、一般的な割当基準を予め設定して公表することは難しく、個別の輸入申請に対して審査が行われた。割当基準は、この審査の基準として公表された。

昭和28（1953）年7月29日付の「外貨資金割当会議審査基準第4号」⁴⁸⁾によると、「重要産業に使用される近代化合理化用の機械」、「輸出に使用される部品付属品、国内機械工業の生産技術の向上」、「品質改善に寄与する機械」というような品目が輸入割当上優先された。なお、国内の機械産業保護の観点から、「但し同種の国産機械がある場合は、総合判断して可否を決定する」とも書かれている。また、昭和29（1954）年11月29日付「機械類の外貨資金割当会議審査基準」によれば、「許可すべきもの」として「年間500万ドル以上もしくは総生産の20%以上を輸出している産業に属する企業が輸出本来の目的に使用する機械」や、「不足量を輸入に仰

いでいる品目の生産増大に寄与し、確実に外貨の節約を期待しうる機械」,「国内機械工業の生産技術または品質の向上に寄与しうる機械」などが規定されている⁴⁹⁾。

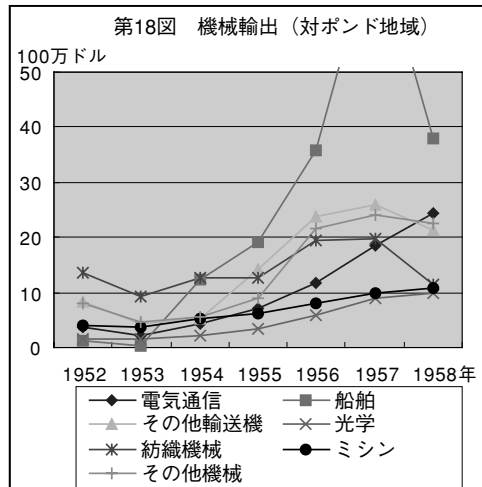
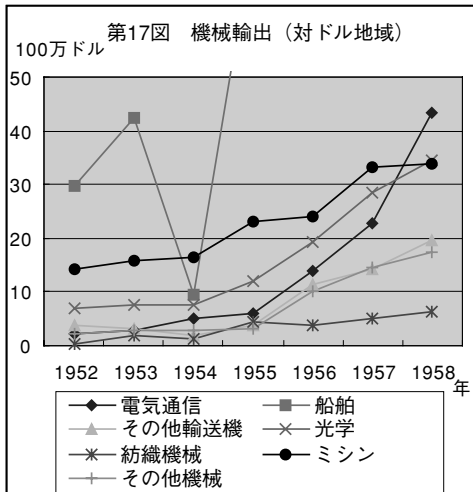
このように、機械は国内生産できるものの輸入は抑えつつも、輸出や生産性の向上に寄与するものを審査して輸入が割り当てられた。機械の輸入は、国内産業の多様な需要に応じるものであり、繊維産業における繊維輸入と繊維輸出の関係のように、それが機械輸出に直接結びつくとはかぎらない。それゆえ機械の割当が機械の輸出になったとは簡単にはいえない。しかし、機械輸出に最も影響を及ぼす輸入品目は機械であり、重要な要件の一つとして参考にすることはできるであろう。

そこで次に、繊維と機械の輸出内訳を通貨別にみる(第15図・第16図)。繊維輸出は、ドル地域に対しては、当初いずれの品目でも伸び悩んでいたが、綿製品は1952年からの5年で3020万ドルから1億5291万ドルへと5倍の急増を呈しており、化繊製品や毛製品の増加も見られる。ポンド地域については、やはり1953年のポンド地域による輸入制限の影響が見られるが、化繊製品や毛製品で伸びている。綿製品も第14図「ポンド地域への輸出」の「織物・繊維製品」のその後の増加からも輸出が増えて続けることが予想されるが、資料の制限により確認できない。綿製品のドル地域への輸出は、「ワンダラーブラウス問題」として日米貿易摩擦の嚆矢となった。



通産省大臣官房調査統計部 (1958) 『昭和三十三年版 繊維統計年報』繊維年鑑刊行会

機械の輸出については、ドル地域でもポンド地域でも全品目に増加が見られる(第17図, 第18図)。図に入りきらなかった船舶は、対ドル地域機械輸出の過半を占め、1957年には3億500万ドルにまで増進している⁵⁰⁾。対ドル地域では、電気通信機械と光学器械の増加が著しい。対ポンド地域でも、電気通信機械の増加が見られるが、マシンや光学機械などがドル地域に比べて少ない。機械輸出では船舶が大きな割合を占め、全品目で輸出が増進していることが確認できる。



「外国為替統計月報」各年12月号より作成，

「その他輸送機」は、鉄道車両、自転車、自動車（とその部品）の各項目

「その他機械」はエンジン・タービン、工業用精密機械、印刷機・事務用器具、その他の工業用機械を合算

5. 外貨予算の策定過程

先述の通り、貿易収支の逆調は、1952年から1954年上期と、1956年下期と1957年上期に生じている。ここでは、1957年の外貨危機に関して、1956年下期から1957年下期までの3期の政策過程をとりあげる。1956年下期と1957年上期は外貨危機にもつながる予算拡張期であり、1957年下期は予算縮小期である。外貨予算策定の間ではどのように外貨危機に至る予算が組みられ、危機が認識され、そして対処されたのだろうか。大蔵省と通産省との議論を日本銀行の事務資料である日本銀行調査部『外国為替予算の概要』を使用して論じる。なお、当該資料は「原予算（当初予算）」に関する決定過程であり、「最終予算」との関係については論じていない。最終予算は原予算と規模が違う場合もあるが、その間で方針を大きく変えることはないものと考えられる。

5.1 1956年度下期外貨予算

1956年下期は、対外収支の支払超過が現れはじめる。その外貨予算編成のもととなった「昭和31年度外貨収支見透」⁵¹⁾は、年度当初（上期編成時点）において、輸出22億ドル、輸入24億ドルを見込んでいた。しかし、下期予算編成の時点では、輸出入とも増勢を続けていたので、輸出は上期が12.3億ドル、下期も12.3億ドルの計24.6億ドル、輸入は上期が14億ドル、下期が14.4億ドルの計28.4億ドルと改めた。つまり、通年度での収支は、年度当初の段階で入超2億

ドル、その後の改定では3.8億ドルの入超が予想されていた。この収支見透のもとに、下期外貨予算は原予算で19.15億ドルも計上された。これは1955年下期が13.14億ドル、1956年上期が15.43億ドルであったのに比しても拡大予算といえよう⁵²⁾。

外貨予算が対外収支調整の目的であれば、入超が予想されながら、19.15億ドルもの予算を計上したのはなぜか。「下期予算編成方針」⁵³⁾によると、輸入貨物予算規模は、「最近の国民経済の発展拡大に即応し必需物資の輸入需要を充足するため、引続き各物資とも余裕ある予算を計上することとし、更に輸入需要の増加に弾力的に対処するため予備費を増額」する、とある。つまり、対外収支の均衡よりも、景気拡大に応じた物資の輸入が重視されたことになる。

また、外貨予算は、輸入額を国内外に公表することとなるため、その影響を考慮して組まれている。1956年下期については、「特殊事情により計上を余儀なくされた約188百万弗を含み、その一部は使用されないものと見込まれているので、この点を考慮すれば実質的には上期に比し大差ない」⁵⁴⁾という。「特殊事情」とは、「その大半は輸入困難と予想されるに拘らず、鉄鋼価格冷却の心理的効果を狙い計上された鉄鋼製品（91百万弗）」、「輸入相手国を刺激する惧あるため」「実際必要量を上廻つて計上された米（63百万弗）」などである。ところが、「鉄鋼製品」は最終予算の段階でさらに1億5300万ドルまで拡大し、全額使用された⁵⁵⁾。つまり、昂騰した鉄鋼価格を調整したり、通商関係に配慮したりして外貨予算が景気の拡大に応じて膨張したのである。

下期予算規模について、通産省は「生産水準上昇、輸出高水準維持の現状においては物価安定、経済正常化の見地からこの程度の規模拡大は当然である」として、大蔵省も「略々これと同意見」であったという⁵⁶⁾。しかし同時に、輸出の「悲観的要因」があり、かつ輸入については「業界の生産意欲、金融機関の積極的融資態度に鑑み、斯く楽観することは必ずしも適当と思へない」としている。また設備投資の急進により生産財需要が旺盛で、「所得効果に伴う消費財輸入の増大の惧もあり」、「外貨収支が更に悪化する懸念もなしとしない」ために、「本年度予算規模は我国として一応の限界」と考えられていた。

このように、1956年度下期外貨予算は、発展に応じた物資を確保するように方針が立てられ、需要がある中で輸入を制限することで生じる原材料の価格上昇を危惧して、赤字が見込まれつつも拡大予算が組まれたのである。

5.2 1957年度上期外貨予算

1957年度上期編成の時点では、日本経済は神武景気の活況を呈していた。保守合同政権の基盤の下、池田勇人蔵相の「健全な積極施策」に基づいて国家予算が編成され、大蔵省の対外収支に関する悲観的予測にも拘らず、池田蔵相と森永貞一郎主計局長との間で「1000億減税1000億施策」が決まったという⁵⁷⁾。また、通産省でも1957年1月末に水田三喜男通産相が「明年度

の外貨予算は三十二億ドルの外貨支払を目標とするが、必要があれば原材料の輸入はいくらでも認める。経済の拡大、物価上昇の阻止のためには多少の国際収支の赤字は辞さない」という方針を発表した⁵⁸⁾。それまでも輸入増で国際収支は悪化していたが、1957年度上期外貨予算は前期に続き大型予算が編成された。

1957年上期外貨予算作成過程⁵⁹⁾では、通産省と大蔵省との間で「基本方針等につき意見の対立を生ずるに至りその調整は難航を極めた」⁶⁰⁾という。通産省は、「予算規模を縮小することは、業界の思惑助成、物価の昂騰を招きひいては輸出の減退等の悪影響を齎す結果となる惧れがあるので予算は極力従来同様余裕ある編成をなすべき」とした。そして、1957年度通年の予算規模については、年間45億ドル、上期22億ドル（予備費を含まず）とする原案を策定した。一方の大蔵省は、国際収支の大幅な逆調をうけて、「予算面からの直接手段によつて輸入にある程度の制約を加えることも必要であり、その結果たとえ或る種の国内消費物資等に若干の値上りを見ることも場合によつては已むを得ないであろう」考えていた。また、「31年度末の実質外貨保有高が既に必要保有量を割ると予想される現状において、更に前期の如き歴大な予算を計上することは容認し得ない」として通産省案に対して「物資別に検討を加え可及的に圧縮を図ることを主張した」。大蔵省は外貨不足に対する強い危機意識があり、景気拡大期にさらなる輸入を確保したい通産省と対立したのである。

しかし結局は、「通産省原案について買付け数量には大きな変更を加えず、買付単価を相当切詰める方針にて修正を加え、結局上期予算規模を予備費150百万弗と併せ2236百万弗とし」た。1957年度上期の見通しは、輸出13.8億ドル、輸入16.8億ドルと予想され、年度間でも国際収支の「相当の赤字」が見込まれた。ところが、「政府発表見込（表面収支トントン）と大巾に相違した悲観的な見透を発表することは、たまたま国会にて国家予算審議中のことでもありむしろ好ましくない」として「対外的には、上期は上記の如く1億弗程度の赤字となる可能性もあるが、（略）年度間としては概ね収支の均衡が見込んでであると説明することとした」という。さらなる入超が予想されながらも、政府の方針に合わせた跡が見られる⁶¹⁾。実際の上期の収支は、輸出13.7億ドル、輸入が20億ドルで、前期については見込み以上の「相当の赤字」が出た。

こうして、収支の赤字化を予想しながらも大蔵省は政府の景気拡大方針に合わせることとなり、ここでも通産省の拡大予算が採用されることとなった。

5.3 1957年度下期外貨予算

1957年度下期外貨予算については、未曾有の貿易収支の輸入超過が昂進するなかで編成された。岸信介の渡米に際し、6月28日にはIMFから1億2500万ドルの短期借款、翌29日にはワシントン輸出入銀行から1億7500万ドルの短期借款が、それぞれ承認され、長期借款についても

ワシントン輸出入銀行から8000万ドル、世界銀行から3億ドルの借入が話し合われた⁶²⁾。1957年度上期「輸入の増嵩を主因に当初予想を大中に上廻る逆調を続けたため」「当初の方針を継続することは到底不可能な情勢となつた」という⁶³⁾。大型予算となった上期外貨予算は、抑制的な執行を強いられた⁶⁴⁾。下期予算については、「可及的圧縮を図る」という基本方針で一致しながら、大蔵省と通産省は下期輸入可能額や予算執行の限度、予算計上可能額などについて「かなり見解の相違があり、その間の調整は難航した」という。大蔵省は、下期輸入可能額は15.6億ドルと見込み、「予算を確認ベースで32年度上・下期通算30億弗程度に抑制することが是非必要」として、上期・下期の予算額はそれぞれ確認額で「15億弗程度に圧縮すべしと強く主張した」。一方の通産省は、輸出を楽観視し、下期輸入可能額を16.7億ドルとし、上期予算の確認額を「大蔵省の主張する如き低額に抑えることは不可能であり、上期最終確認額は如何に努力するも17億弗を上廻らざるをえないとした」。

下期輸入可能額は15.9億ドル、「確認額は年度間通算31.5億弗に抑制する方針」とされ、閣僚審議会懇談会において承認された。その後、「上期予算最終確認額は約17億弗となる見込」、「従って32年度間確認額を31.5億弗に抑えるためには下期確認額を約14.5億に止める必要がある」ということで下期予算規模は15.7億ドル、予備費0.8億ドルの16.5億ドルで承認された。当初見込みで大蔵省が15.6億ドル、通産省が17億ドルとしていたことを考えると、大幅な縮小をしつつも、予備費を含めれば通産省寄りに結論したといえそうである⁶⁵⁾。こうした事情については、「ほとんどデータを持たぬ大蔵省側は、通産省の考えに従わざるを得なかつた」⁶⁶⁾といわれた。

景気拡大期において、たとえ輸入超過が予想される状況であっても大型予算が組まれたのは、需要に反して輸入を削減することが価格の騰貴を惹起する、という点が主要な理由とされた。また、輸入超過の拡大が見込まれても、政府の経済拡大の方針が優先されたという側面もある。さらに、調整局面においては、縮小予算を編成する圧力が強くなるが、やはり産業の情報を握る通産省に主導権があり、実需の縮小に合わせて外貨予算も縮小編成・執行されたものと考えられる。その結果、外貨予算は通産省と大蔵省の調整を経つつも、産業政策の手段とみなされ、対外収支均衡についてはマクロ経済政策に規定されたということである。実際に、通産省と大蔵省の間でも、対外収支均衡については財政・金融政策によるべきであるという認識が共有されていた。例えば、外貨予算編成過程において、大蔵省は「輸入需要の調整を国内財政・金融政策に期待することは当然である」といい、通産省も同じく「国際収支の悪化傾向に対処するための輸入需要の調整は国内財政・金融政策に俟つべきである」と述べている⁶⁷⁾。

おわりに

外貨予算の目的通りに対外収支均衡を保てなくなった外貨危機の時期は、国内の景気変動と

合致している。特に1957年の危機では、政府の拡大方針が優先され、均衡を重視する大蔵省よりも輸入による産業発展を重視する通産省の論理が通りやすくなった。また、マクロ経済政策に先んじて外貨予算が縮小予算を組むと、好景気の中で供給を減らすことになり、輸入価格の昂騰を発生させ、経済の拡大に歪みを生むことになる。こうして、輸入超過を予測しておきながら拡大予算が組まれることとなる。つまり、景気が拡大する局面では、産業政策の論理が優先され、輸入需要の減少に先んじて外貨予算を縮小することは、政治的に困難であった。このため、外貨予算は危機を防ぐことが難しく、1957年の外貨危機は外貨予算によってではなく、マクロ経済政策によって解決されたと見るのは妥当である。また、景気縮小期の外貨予算削減過程においても、マクロ経済政策の引き締めに伴って縮小した。外貨予算の対外収支均衡の側面、すなわち予算規模によっては、危機を予防することは難しく、事後的な対処の手段として機能したと考えられる。

一方で、輸出や産業発展に繋げる輸入の割り当ての側面が重要であった。その規模は大蔵省との協議を経たものであり、産業政策の論理のみによって輸入したわけではない。しかし、「ポンド過剰・ドル不足」の解消に伴い、通貨別・品目別割当は正当性を低下させて対外均衡ではマクロ経済政策が機能するようになりつつも、外貨割当による産業政策の側面が残されていたといえよう。

金森（1965）は、「なぜ、国際収支問題が日本経済の高成長をさまたげることにならなかったか」という問題を提起し、日本の経済成長は「技術革新型成長」であり、成長における輸出増大効果が大きかったことを指摘している⁶⁸⁾。そこでは、産業発展による「長期的な収支構造」の変化が論じられている。つまり、対外収支の不均衡の問題は、循環的な収支危機への対応としての側面と、長期的な赤字基調からの脱却という側面がある。日本経済は循環的な影響を受けながらも、「技術革新型発展」により、対外収支の支払超過基調からの脱却をとげ、経済成長と対外均衡のジレンマを解消したということである。外貨予算は、景気変動に伴って生じる循環的な不均衡には事後的な対処手段としてしか機能しなかったが、産業発展による「長期的な収支構造」を改善することで、拡大均衡を果たすことが図られていたのである。

本稿では、外貨予算という輸入制限についてみてきたが、これに続く時期では、貿易自由化が急速に進展する。金森（1972）が「日本の保護政策の成功は、保護ばかりでなく、それを速やかに撤廃したことにもよっている」⁶⁹⁾というとおり、輸入制限と輸入自由化の両方が成功したことが重要である。そこで、こうした制度がどのように解除されていくのかを、通産省と大蔵省のみならず、外圧との関係、輸入制限と自由化をめぐる産業界の関係などと合わせて考察することを、今後の課題としたい。

注

- 1) 香西 (1989) 217ページ。続けて「しかしそこには、諸政策目的の関連について、議論や選択がなされなかったのではないことにも注意しておく必要がある」として、こうしたルールを所与の前提とすることに注意を促している。「諸政策目的の関連」の「議論や選択」については、別の分析を必要とするが、国際的な環境など選択できない要素に大きくは規定されつつ、そのなかで「ルール」とされたものには選択の余地があったと考えられる。
- 2) 「外国為替及び外国貿易管理法」(昭和二十四年法律第二二八号)は、一般に「外為法」と略されることが多い。しかしここでは、貿易と為替を一括して管理しているという同法の特徴に注目することから、「管理法」とする。なお、当該法を「管理法」とする表記は、たとえば、島田喜仁編 (1960)『貿易実務講座第二巻貿易・為替管理法』有斐閣、などにみられる。
- 3) この他にも西欧諸国は、对外投资の減少、商船の破壊による運賃支払、戦債、などにより、戦前には受取超過だった貿易外取引による外貨獲得の途方も失っていた。戦後のインフレによる各国通貨の対ドル過剰評価も国際収支の逆調の原因と言われた。日本銀行調査局 (1950) 1-5ページ。
- 4) 同上書7-8ページ。
- 5) ここでは国際的な不均衡について概観したが、不均衡はIMFの為替安定を重視する仕組みによっても生み出された。第二次大戦たけなわの1943年に戦後の新しい国際通貨システムを論じた、いわゆる「ケインズ案」では、自律的なマクロ政策の確保を重視し、清算同盟の間で新国際通貨の預金勘定を通じて決済するというものであった。結局、金平価をもつドルに対して各国通貨が固定されることになり、米国は自律的マクロ政策を追求しえるが、他の諸国は固定レートと国際収支に応じたマクロ政策運営を強いられることとなった。山本 (1997) 第4章。
- 6) スターリング地域は、カナダを除く英連邦諸国と、英連邦ではないビルマ、アイルランド、イラク、アイスランドの4カ国を含む地域である。エジプトは1947年に、パレスチナは1948年にそれぞれ離脱。三菱経済研究所 (1953) 1ページ, 15ページ。
- 7) 第二次大戦を通じて、イギリスは約40億ポンドにもものほるポンド残高を累積していた。米国による援助などによって少しは緩和したものの、その後も国際収支の逆調は続き、ポンド残高を抱えた諸国は、ドル不足下でポンド建の支払手段が累積することになった。こうしてポンドの信用が低下するなかで、1946年米英金融協定に基づいて、ポンドが戦中と同じ相場でドルとの交換性を回復したため、ポンド残高のドルへの交換が殺到した。海外にポンド残高が大量にある上に貿易赤字を累積して通貨不安を起こしたことについて、当時、「イギリスは国力以上の生活を続けてきた」とアメリカ人に評されたという。日本銀行金融研究所 (1983)「日本銀行調査資料 (八)」大蔵省印刷局, 156ページ。
- 8) 大蔵省 (1999a) 165ページには「昭和28年の外貨危機」168ページや512ページには「昭和32年の外貨危機」という項目があり、本稿もこれに倣い貿易の支払超過による対外収支不均衡を「外貨危機」と呼ぶことにする。1953年にはIMFから2230万ポンド (6244万ドル)、1957年には1億2500億ドルを、それぞれ借入れることとなった。日本のIMF加盟は、1952年8月14日に認められた。日本の当初出資額は2億5000万ドルで、内訳は、金によって6250万ドル、円貨によって1億8750万ドルで、1953年5月に払込を完了した。大蔵省 (1999a) 67ページ。IMFでは分担金の額に応じて外貨を買い入れることが出来る。分担金2億5000万ドルの1/4に当たる6250万ドルまでは無条件に買い入れることが出来る (ゴールド・トランシュ)。また、さらなる借り入れは、分担金の額を上限にIMF理事会の審査を条件に4段階の借り入れができる。(クレジット・クランシュ)。1953年は前者、1957年は前者と後者の第一段階である1/4を利用したものである。大蔵省 (1999a) 508-9ページ, 517ページ。また、1952年下期か

ら1953年上期の間と、1957年上期に大きな輸入超過がみられる。1953年にはポンドがやや先行しているが、外貨危機のタイミングは大体一致し、いずれも輸入の急増が目立っている

- 9) 通商産業省 (1971) 383ページ。日本の輸入相手国を米国からポンド地域に切り替えたことについては、「米国民の納税負担の軽減が要望されるに及んで」米国から要求されたともある。
- 10) さらに英国と連邦諸国の一部は、日本のGATTへの加盟について、戦前におけるダンピングなどの貿易慣行を理由にして慎重な態度をとり続けた。また、日本に対するGATT規定の適用を拒否した国も少なくなかった。GATT35条は、ある国のGATT加入に際し、その国と関税交渉を行っていない加盟国は、その国に対してGATT規定の適用を拒否できるというものである。日本のGATT加入当時の35条適用国は14カ国であった。通商産業省 (1990) 241ページ
- 11) なお、通商白書は、1953年の輸入増については、「最も大きな輸入増大の原因は、日本経済の拡大を刺戟した消費需要および投資の増大であつて、これがすべてインフレ気味に作用した当然の帰結である」（1954年版）とし、1957年については、「56年と比較すると、57年は投資の輸入増加に対する役割が増大して、輸出の役割が減少している。これは55年以降の好況がまず輸出の好調に支えられて興り、やがて投資を中心とするブームに移って行ったことを反映している」と分析している（1958年版）。
- 12) このほか、「オープン勘定」があった。オープン勘定とは、「個々の取引は原則ドル建てで行うが、その決済は記帳にとどめて一定期間の貸借をためておき、期末に貸借を相殺して差額のみを米ドル現金で受け払う方法」大蔵省財政史室（1999a, 151ページ）である。国際的なドル不足を背景に、日本の貿易取引の30%近くに達したこともあったが、不均衡を避けるため「輸出入制限による縮小均衡に傾いたり、割高輸入・割安輸出を招いたりする欠陥」が生じ（同上書157ページ、オープン地域の具体的な協定や取引内容が西ドイツ、アルゼンチン、フランス、韓国のそれぞれについて解説されている）。外貨不足の緩和やIMFやGATTで批判が高まりなどから、逐次廃止されていった。
- 13) 小野（1952）。第二節は「貿易外収支からの考察」となっていて、ドル不足の補足が貿易外取引でもなしえない点が論じられているが、本稿の範囲を超える。
- 14) 通産省（1994）『通商産業政策史』の資料編は、最初の資料として昭和24-54（1949-79）年の「通商産業政策の重点の推移」を載せている。それによると、1950-51年は「自立経済達成への基盤確保」、1952-54年は「占領政策の見直しと経済の自立達成」、1955-58年は、「経済の自立発展の推進」である。通産省は「経済の自立」を掲げ続けていた。
- 15) 大蔵省財政史室（1976）、262ページ
- 16) 今井他（1950）、22ページ。なお、審議会についての記述は、「内閣の機関であり、外国為替予算作成の責任は内閣に対して負うのであり、国会に対する責任は内閣が負うものと解せられる。」と続く。つまり「直接国会に責任を負うものではない」。
- 17) 大蔵省財政史室（1976）268ページ。
- 18) 審議会では外国為替管理委員会が諮問委員となったが、外為委廃止後は、日本銀行総裁がこれに代わった。犬田（2000）。
- 19) 閣僚審議会は発足から1950年12月1日までの約一ヵ年の間に19回、幹事会は57回開催された。幹事会は「毎週水曜日の午後」に会合し、「毎週木曜日のスキヤップ（SCAP：Supreme Commander for the Allied Powers, 連合国最高司令官の略—引用者）及び日本側担当官の合同会議などにおいて討議修正ののちスキヤップの正式承認が取り付けられ、これを最終的に閣僚審議会に提出して決定を仰いだ」。「舞台裏では絶えず予算の作業が行われていることはあたかも水中にかくれた水鳥の足のごとくである」という。今村（1951）26ページ。

- 20) 外為委が廃止され大蔵省に為替局が出来るまでは、大蔵省内で為替を担当したのは理財局であった。理財局には「為替政策課」「為替審査課」があったが、1952年8月に為替局の設置とともに移行した。なお、為替局は外貨予算制度の廃止直後の1964年6月に国際金融局となる。
- 21) 大蔵省財政史室(1976)270ページ。
- 22) 『金融財政事情』第8巻12号12ページには、後述する1957年上期外貨予算の編成過程について、「上期外貨予算といえば本来三月上・中旬中に編成方針を決める閣僚審議会を開き、最後に月末に本決まりにするというのが通例だ。だが、今度は通産省が三月上旬中に編成方針だけでも議論しようとしたのに、延期々々でついに月末まで開かれなかつた」とある。
- 23) 大蔵省(1976)269ページ。幹事会の職務は、(1)外貨予算の作成に関する方針の審議、(2)外貨予算案の審議、(3)その他審議会の決定または承認事項の事前審議、(4)幹事会の任務として審議会から委託された事項の審議、(5)その他外貨予算と関連する外国貿易および外国為替に関する重要事項の審議、となっている。
- 24) 大蔵省財政史室(1976)。貿易外でも貨物運賃、保険料、貿易付帯経費等、貿易に直接関係する取引は通産省が予算を作成した。大蔵省財政史室(1999a)544ページ。一元的な管理を想定した管理法が分轄される経緯については別に論じたので詳細は省く。
- 25) 外貨予算編成にあたっては、まず、貿易の過程で発行される信用状や諸取引の報告などから外貨収支を集計した、輸入支払可能額が算定される。次に、品目ごとに国内消費や輸出などを含む需要量と国内生産との差額を輸入需要量として算出し、これに輸入価格を乗じて通貨別の輸入必要額を計算する。新しい予算期の始まる2ヶ月ほど前に大蔵省は貿易外の予算、通産省は関係行政機関と協議の上で貿易関係の予算を作成し、大蔵省が両者を取りまとめて閣僚審議会に提出する。閣僚審議会は、幹事会の検討を経て、外貨予算を最終的に決定する。その過程で輸入支払可能額と輸入必要額が品目ごとに調整されていくのである。
- 26) AAは語頭にSemiをつけてSAAと略されることもあった。また、FA制の一方式として「先着順制」(FCFS: First come, First served)があったが、「受付開始日に申請が殺到し、抽選の当選率を高めるため他人名義または架空の人物まで使って多数の申請を出したり、その結果旧来からの需要者と輸入業者と海外の供給者との関係に混乱が生じたり、申請の殺到が仮需要として海外に伝わりその品目の日本向け価格を暴騰させたりという弊害がしばしば見られた」通商産業省(1990)124ページ。このため、1953年ごろには形骸化した。AA制の説明は犬田(2000)48ページ、51ページを参照した。
- 27) AAの推移については、東京銀行調査部(1960)5-10ページに詳しい。93-96ページには1960年時点でのAA品目(第16表)や、AA上位20品目(第17表)が掲載されている。なお、この時期のAA品目は、鉄鉱石、銅鉱石といった金属鉱や、生ゴム、木材、牛皮などといった加工品材料など、日本で産出しにくい原材料が中心であった。
- 28) Okazaki and Korenaga. 1999, 「経済的な観点からの外貨割当の機能について調査した研究は殆どない」とし、直接的に所管する大蔵省と通産省によるそれぞれの政策史と、蔵省財政史の該当巻を執筆した犬田(2000)による制度と運用についての解説のほか、限定的な記述や1ページほど割いているいくつかの例と、後述の高木論文を紹介している。
- 29) 高木論文はIMFのWorking paperとして、アジア通貨危機の発生する1997年に書かれた。戦後日本の外貨予算は、固定為替相場制のもとの為替制限の研究として、とりあげられている。
- 30) 為替の固定相場について、Okazaki and Korenagaは過大評価であったとしており、Takagiは卸売物価指数と購買力平価の推移から、1950年代初頭に過大評価であったかもしれないが、その後はそうで

もないと論じて批判している。しかし、Takagiが書いているように、1950年代初頭の過大評価を制限的の制度が維持された背景として捉えることもでき、実質相場の推移が制度にとって致命的ではなかったと考えられる。そのため、ここでは為替相場の評価についての議論は省く。

- 31) 外貨予算を規定する第16条には、予算編成の基本原則として「外国為替の使用可能量の慎重な予測に基づいて、不足の発生に因り債務不履行または予備費の望ましくない減少に陥ることのないように作成されなければならない」と定めているものの、産業政策にまつわる言及はない。
- 32) 同上書、第4節、153～224ページ。例えば紡績業の項における「外貨割当制の評価」では、「イ.輸出の振興」、「ロ.輸出品の高度化」、「ハ.復興期の設備増強の推進」、「ニ.設備増設の抑制」、「ホ.生産調整」、「ヘ.通商政策上の目標誘導」、「ト.プレミアムの発生」、「チ.特定業界の育成強化」という各項目により評価している。
- 33) 大蔵省財政史室（1976）第三章（第一節から第五節）
- 34) 大蔵省の『昭和財政史』「予算」や「租税」などの巻と同じ単年度ごとの記述である。なお、通産省でも『商工政策史』の外貨予算に関する部分は、例外的に単年度ごとに論じられている。これは、注にあるように、『通商産業省年報』の各年版を底本にしたためである。
- 35) 同上書264ページ。「乏しい外貨資金を有効に使用して、昭和三〇年代からの国内経済の合理化、近代化により、高度成長・国際収支黒字を実現した」ともあるので、産業政策の側面に踏み込んではいないものの、外貨予算を長期的な収支の黒字化に影響したものとして評価している。
- 36) 大蔵省財政史室（1976）は、「終戦から講和まで」の時期を扱っているため、外貨予算についても昭和25（1950）年1-3月期から27（1952）年1-3月期予算まで議論が限られている（第三章）。それ以降の外貨予算については、大蔵省財政史室（1999a）に言及があるが、外貨予算のための章や節ではなく、「国際収支」の章に国際収支安定化対策として触れられている（159-161ページ）。また、外国為替管理制度の一つとして外貨予算を紹介しているが、殆ど内容に踏み込んでいない（543-545ページ）。
- 37) 天谷（1955）。復興期の輸出政策に携わった天谷は、皮肉にも、後に通商産業審議官として、日米貿易摩擦のなかで輸出自主規制の調整役を果たすこととなる。1971年の産業構造審議会中間答申「七〇年代の通商産業政策」の原案作成にも従事した。「町人国家論」でも有名である。天谷の他にも外貨と成長の関係については、翌1956年に「外貨バッファー論」をめぐって経企庁の後藤誉之助・金森久雄と大蔵省の下村治（当時日銀政策委）との間で論争が繰り広げられた。ただし、外貨の管理が直接の論争の中心ではないのでここでは詳述しない。なお、外貨バッファー論については、通商産業省（1991）479-481ページに「在庫論争」の「伏線」として紹介されている。また、経済企画庁は、1959年7月24日付の内部資料「外貨準備高についての一つの試算（経済企画庁調整局貿易為替課）」において、年度毎に生産上昇率に応じた準備高試算を内訳と共に試算している。それによると、例えば1959年度の生産上昇率20%の場合における必要外貨保有高は上限16.6億ドル、下限15.4億ドルとしているように、高い水準の必要外貨準備高を算定している。
- 38) 佐竹（1954）22ページと26ページ。ただし為替レートの問題については、「この問題は、理論的にも、政策的にも極めて困難な問題がふくまれているので、その取扱には特に慎重を期する必要がある、軽々に結論を急ぐことはゆるされない」として、「通貨の対内価値を安定させることによつて、現行レートの下において、国際収支の均衡を確保することを考えるべき」と述べている。為替レートを切り下げない通貨の安定を主張している。注1の香西が指摘するとおり、「ルール」は選択された側面を持つ。
- 39) 伊原（1955）。伊原には他にも、必要外貨保有量を11億ドルとする試算もある。金森（1965）15ページ。

- 彼は後に貿易自由化懇談会の構成員となり、自由化の急先鋒として重要な役割を果たすことになる。
- 40) 当時、いち早く戦後復興を遂げた西欧諸国は、通貨交換性の回復について議論していたが、実際に回復を果たすのは1958年12月以降である。交換性と貿易自由化はブレトンウッズ体制への参入を意味した。こうした国際経済の枠組への参加は通産省も大蔵省も念願するところであった。しかし、外貨準備の規模において、当時の日本は西欧諸国に及ばなかった。
 - 41) 大蔵省 (1999a) 521ページ
 - 42) 天谷は、産業的積極主義の立場の意見として「ケインズ経済学的立場」の「下村理論」を挙げている（但し下村は産業的積極主義であったとしても産業政策的観点から外貨保有量を論じているわけではない）。これに対して、「古典派的立場」から「外貨保有は二ないし五億ドルで足りる」とする説として「木内信胤氏等」を挙げている。木内は占領期の貿易再開に際して外貨予算管理を統括した外国為替委員会の委員長であった人物である。委員会が解体されて大蔵省が替局になり、外貨予算の策定が事実上大蔵省と通産省に移されてからは、経済評論家となっていた。木内は外貨保有の問題について、「日本にとっての外貨保有の目的は、イギリスのそれとは違って、会社経営でいえば当座預金のようなものである」。「当座預金的外貨は、ドル・ポンド合わせて二億ドルでい、だろう」としている。木内（1954）。大蔵省と通産省とによる政策に対する、外貨管理の中樞から退いた木内の外貨管理に関する議論であるだけに興味深い。
 - 43) ポンド地域との取引は日英支払協定によって規定されていた。支払協定については大蔵省 (1999a) 518-523ページ。また、「昭和32年4月には日英支払協定は廃止され、為替自由化が進んだので、ポンド圏との取引を区別する必要性は薄れた」。同上書495ページ。
 - 44) 「キューバ糖の輸入価格（CIF）はトン当たり86ドル程度で、国内売りさばき価格との差がトン当たり30ドル程度あり、輸入業者はキューバ粗糖輸入の外貨割当を獲得すれば相当の差益を生ずる状況であった」通商産業省 (1990) 218ページ。船舶などの輸出プラントのコスト割れ部分の補填に充当することを条件に粗糖割当を行う「粗糖リンク制」が設けられ、「この制度のもとで合計42隻、85万5000トン、契約船舶で1億64万ドルに及ぶ大量の輸出船の成約をみることができた」という。同上書219ページ。
 - 45) 大阪府立商工経済研究所（1959）。20ページ原綿割当は輸出リンクにより割り当てられて、これによって綿製品の輸出価格を国内価格より安くしているという。
 - 46) 割当基準については、通商産業省（1991）第4章第4節に詳しい。本稿の割当基準についての記述はこれに拠った。
 - 47) 東京銀行調査部 (1960) 96ページ，第17表。
 - 48) 通商産業省 (1990) 207-208ページ。「割当を許可しないもの」も明示され、「非生産的用途に供せられる機械類で公共的利益に貢献しないもの」や「奢侈品、嗜好品その他不急不要の物資の生産に使用される機械」とある。
 - 49) 同上書210-211ページ
 - 50) その殆どはリベリアへの輸出である。日本機械輸出組合（1977）。
 - 51) 日本銀行外国為替予算課 (1956) 1-3ページ。
 - 52) 各期の外貨予算と内訳の規模は、『外国為替』や東京銀行調査部（1960）第31表によった。
 - 53) 日本銀行外国為替予算課 (1956) 4ページ
 - 54) 同上書26ページ
 - 55) 東京銀行調査部（1960）第31表

- 56) 日本銀行外国為替予算課27ページ。同段落中の引用も同じ。
- 57) 予算編成過程は、大蔵省財政史室（1994）。
- 58) 『金融財政事情』8巻14号，12ページ
- 59) 日本銀行外国為替局予算課（1957）。なお，当該資料は「行内限」であり，「極秘」の印が捺してある表紙の裏には，「注意」として，「今回の予算編成に當っては多くの問題があり，閣僚審議会及び同幹事会にて下記事項を絶対に極秘扱いとすることに決定しておりますから御取扱上，御注意願います。1，品目別予算額，2，予算の通貨別区分，3，FAとAAの区分全額，4，32年度上期国際収支見込，5，「32年度上期外貨予算編成方針」，6，貿易外支払予算についても上記に順ずる」と手書きされている。予算が事前に外部へ漏れることで思惑買付などを惹起して輸入品価格を攪乱することを危惧していたと思われる。以下，本項における引用は，断りのない限り当資料による。
- 60) 日本銀行外国為替予算課（1957a）。注22も参照。
- 61) ほかの時期では「現在保有の外貨が過度のものであるということではできない」（1952年11月為替局），「外貨準備は未だ不十分であり，今後とも着実にその増加を図ることが必要である」（1959年）と述べているが，1957年初めの為替局の見方として「保有外貨の使用については，今後の内外の諸事情を勘案して慎重に対処してゆく必要はあるが，わが国経済の発展向上に資する如き原材料の輸入等については外貨の使用を出来る限り積極的に行って参りたい」と述べている。大蔵省（1999a）499-500ページ。
- 62) 『金融財政事情』第8巻28号10ページ
- 63) 日本銀行外国為替予算課（1957b）
- 64) 「事実上の予算確認抑制の措置がとられた結果，FA予算確認率は6月末において29.4%，8月末において48.9%と従前に比し著しく低率」となった。同上書
- 65) それでも，こうした外貨予算規模について産業界は，「決まつた以上緊縮予算には従うが，その運用にあたり輸入の確認は一〇〇%当期中におこなえと主張」していたという。「金融財政事情」第8巻39号
- 66) 『金融財政事情』第8号第39巻，12-13ページ「何処へゆく？低空飛行の下期外貨予算」。
- 67) 日本銀行外国為替局予算課（1957a）2ページ。
- 68) 金森（1965）「技術革新型成長」については，労働生産性の上昇や輸出産業の成功，輸入節約的な生産拡大であったことなどの要因を挙げ，それぞれ分析している。
- 69) 金森（1972）149ページ。150ページには「日本は，保護主義的であるという批判が強いが，むしろ保護が既得権益化しなかったことのほうが特徴的だとおもわれる。日本は保護と自由化をうまく使いわけることによって，六〇年代の成長に成功したと言えるだろう」とある。

【参考文献】

- Okazaki, Tetsuji, and Takafumi, korenaga. 1999. The Foreign Exchange Allocation Policy in Postwar Japan: Its Institutional Framework and Funktion. In *Changes in exchange rates in rapidly developing countries : theory, practice, and policy issues*, ed. Takatoshi Ito and Anne O. Krueger. Chicago and London : University of Chicago Press
- Takagi, Shinji. Japan's Restrictive System of Trade and Payments: Operation, Effectiveness, and Liberalization, 1950-1964, IMF Working Paper, Sept, 1997
 [<http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/wp97111.pdf>]

- 天谷直弘「蓄積外貨はどう利用すべきか—日本の外貨保有量にかんする一考察—」『通商産業研究』通商産業研究社, 昭和30年10月号
- 伊原隆 (1955)「外貨保有どの程度が適正か」『日本経済新聞』昭和30年4月9日・10日
- 今村昇 (1951)「外貨予算第一年を回顧する」『外国為替』17号
- 大蔵省財政史室 (1976),『昭和財政史—終戦から講和まで— 第15巻』東洋経済新報社
- 大蔵省財政史室 (1994)『昭和財政史—昭和27年~48年度 第3巻 予算』, 東洋経済新報社
- 大蔵省財政史室 (1999a)『昭和財政史—昭和27年~48年度 第11巻 国際金融・対外関係事項 (1)』, 東洋経済新報社
- 大蔵省財政史室 (1999b)『昭和財政史—昭和27年~48年度 第19巻 統計』, 東洋経済新報社
- 大阪府立商工経済研究所 (1959)『綿業における価格形成—輸出中小工業問題と関連して—』神戸大学経済研究図書館所蔵
- 小野一郎 (1952)「ポンド過剰とドル不足—我國国際収支の一考察—」京都大学経済学会『経済論叢』第70巻第5号
- 金森久雄 (1965)「日本経済と国際収支問題」稲葉秀三編『国際経済と貿易/講座日本経済第5巻』, 日本評論社
- 金森久雄 (1972)『日本経済の新次元』日本経済新聞社
- 経済企画庁戦後経済史編纂室 (1962)『戦後経済史 5 貿易・国際収支編』東洋書林
- 経済企画庁調整局貿易為替課 (1959)『外貨準備高についての一つの試算』, 東京大学経済学部図書館蔵
- 香西泰 (1989)「高度成長期の経済政策」安場保吉・猪木武徳編『日本経済史 8 高度成長』岩波書店
- 佐竹浩 (1954)「自立経済と通貨安定」『通商産業研究』通商産業研究社, 昭和29年1月号
- 通商産業省編 (1971)『商工政策史 第6巻 貿易 (下)』商工政策史刊行会
- 通商産業省通商産業政策史編纂委員会 (1990),『通商産業政策史 第6巻—第II期 自立基盤確立期 (2)』通商産業調査会
- 通商産業省通商産業政策史編纂委員会 (1991),『通商産業政策史 第5巻—第II期 自立基盤確立期 (1)』通商産業調査会
- 東京銀行調査部 (1960),『外貨予算制度の解説 東銀調査資料 (号外)』東京大学経済学部資料室所蔵
- トリフィン, R. (1961)『金とドルの危機: 新国際通貨秩序の提案』勁草書房
- 日本機械輸出組合 (1972)『機械輸出20年統計集』日本機械輸出組合
- 日本銀行調査局 (1950)「戦後のドル不足問題」『調外』第32号, 行内限, 東京大学経済学部図書館所蔵
- 日本銀行外国為替局予算課 (1956)『昭和31年度下期外国為替予算の概貌 (事務資料行内限)』東京大学経済学部資料室所蔵
- 日本銀行外国為替局予算課 (1957a)『昭和32年度上期外国為替予算の概要 (事務資料行内限)』東京大学経済学部資料室所蔵
- 日本銀行外国為替局予算課 (1957b)『昭和32年度下期外国為替予算の概要 (行内限)』東京大学経済学部資料室所蔵
- 三菱経済研究所 (1953)『ポンド地域経済の構造と戦后における諸問題』, 東京大学経済学部資料室所蔵

(佐竹修吉, 立命館大学国際関係研究科研究生)

The Foreign Exchange Budget System in the Reconstruction Period

The foreign exchange budget system prescribed Japanese trade in the period of reconstruction. The Ministry of International Trade and Industry and the Ministry of Finance conferred with each other, and drew up the budget by item and currency. Although they both aimed at reconstruction, the former attached importance to industrial development, while the latter regarded maintaining the balance of payments as a priority matter. Although the two ministries repeated confrontation and compromise, the foreign exchange budget was applied as an important means of industrial policy until 1957 due to “surplus in the pound and lack of the dollar.”

(SATAKE, Tadayoshi, Bench Scientist, College of International Relations,
Ritsumeikan University)